

第 6 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成16年8月26日(木) 午後1時30分から
場 所 : 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨拶

3 . 会議録署名委員の指名

4 . 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 2 2 号 新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について・・・P2
- 報告第 2 3 号 新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議結果報告
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 報告第 2 4 号 新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について・・・P4

(2) 協議事項

- 協議第 4 号の 1 新市の名称について・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 協議第 6 号の 1 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・P6
- 協議第 1 8 号の 1 国民健康保険事業の取扱いについて・・・・・・・・P8
- 協議第 1 9 号の 1 介護保険事業の取扱いについて・・・・・・・・P9
- 協議第 2 0 号の 1 消防団の取扱いについて・・・・・・・・P10
- 協議第 2 1 号の 1 行政区の取扱いについて・・・・・・・・P11
- 協議第 2 2 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて・・・・P12
- 協議第 2 3 号 一部事務組合等の取扱いについて・・・・・・・・P14
- 協議第 2 4 号 公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・P18
- 協議第 2 5 号 各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて・・・・P25
- 協議第 2 6 号 各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて・・・・P27
- 協議第 2 7 号 各種事務事業（保育事業）の取扱いについて・・・・P31
- 協議第 2 8 号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて・・・・P36
- 協議第 2 9 号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて・・・・P45
- 協議第 3 0 号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて・・・・P56
- 協議第 3 1 号 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて・・・・P64
- 協議第 3 2 号 各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて・・・・P70
- 協議第 3 3 号 各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて・・・・P75
- 協議第 3 4 号 各種事務事業（人権施策）の取扱いについて・・・・P79

5 . 次回協議会の開催について

6 . そ の 他

7 . 閉 会

報告第 2 2 号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

新市の事務所の位置等検討小委員会協議結果報告

(新市の名称について)

新市の事務所の位置等検討小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回那賀5町合併協議会におきまして、「新市の名称について」付託を受け、これまで4回の会議を重ね協議してまいりました。

4月9日に開催された第1回小委員会では、新市にふさわしい名称を那賀郡5町(打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町)に在住、在勤、在学している方を対象とした一般公募により募集し、応募作品の中から5点程度を選定のうえ、協議会へ提案することに決定しました。

新市の名称の公募については、募集要項、選定基準等を審議・決定し、6月1日から7月15日の間で公募を行い、その結果、2,416件、643作品の応募がありました。

公募締め切り後、小委員会の各委員は、応募された名称の中から選定基準に基づき、それぞれ名称候補5作品以内を選定し、20候補に絞られました。

8月17日に開催された第5回小委員会において、絞られた20候補の中から5作品を選定する協議を行いました。その結果、選定委員数の多い順である紀の川市、紀の里市、那賀市、紀北市、きのかわ市を選定することに決定し、協議会へ選定理由を付して提案することを確認しました。

なお、表記の違う名称は応募者の意思を尊重し異なる名称として取り扱うこととしました。

また、懸賞贈呈者の決定方法等について協議し、名付け親大賞、名付け親賞、アイデア賞の決定方法、各賞の決定時期、発表、贈呈についてそれぞれ確認しました。

以上の結果、那賀5町合併協議会から付託されました「新市の名称について」新市の事務所の位置等検討小委員会での審議を終了しましたので、ここに報告します。

平成16年8月26日

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

新市の名称候補

選定数順

新市の名称	名称のふりがな	小委員会の各委員選定理由
紀の川市	きのかわし	<p>紀の川は全国的に知られた一級河川であり「かわ」とに ごらずに読む川は少ないので。 市の中心を流れる母なる川となり、河川名は全国的にも有名であるため。 紀の川の知名度が高い。 那賀郡5町とも、最も関係深い。 五町の中央に位置する紀ノ川は知名度が高く、なじみ深い。 紀の川市であれば、ふる里の自然から命名したもので、誰もが親しみをおぼえられる地名であると思います。 全国に知られた名称。 紀北の名流「紀の川」は新市の東西を流れ、市民の水源となっている。古来、水(川)を治める者が優れた民政と言われてきた。母なる紀の川が東から西に流れる如く、平和で豊かな市となることを祈念してこの名を推薦します。 募集集計結果をふまえて。 5町は昔より紀ノ川から豊かな恵みを受け、また荒れ狂う紀ノ川をどう治めるか等、常に紀ノ川と向きあい、共に生きてきた。5町共通してかけがえのない雄大な川であるから。字面もよい。 幅広く知られる紀伊の川。 紀の川を中心に発展するまち。 紀の川は、地域の中心を流れ、那賀5町にとってなじみが深く、全国的にも知名度が高い。 5町の中央を流れている紀の川、又なじみ深い。 全国的に知名度が高く、那賀5町にとって親しみやすく、なじみやすい名前。</p>
紀の里市	きのさとし	<p>地元農協との関連から同一名を採用するのもいいのでは。 那賀5町のJAがこの名称を使うなど、親しみがあり、ソフトな感じを受けるため。 地域の特徴がイメージできる。 優しい印象を与え、地域の特徴を的確にとらえている。 田園都市にふさわしい名称。 語感がやさしく、親しみがある。新市の山や田園風景が目浮かぶようで、JAの名称とも重なり知名度を広げることとなる。 名称から5町の歴史を感じさせる。また「癒し」「日本のふるさと」をイメージさせる。農業のまち(市)として目下、日本国内に発進しており、名声にふさわしい。 紀の里に位置するまち。 「紀州の里」として耳ざわりの言い言葉であり、ふるさとを感じさす響きがいい。</p>

新市の名称	名称のふりがな	小委員会の各委員選定理由
那 賀 市	な が し	<p>那賀郡は一つと言う形で今日まで進んで来た経過から。 郡名を残す。 那賀は奈良時代からの地名であり、長い間親しんで来た由緒ある地名を後世まで残したい。 住民が親しんできた名称。 那賀郡の5町が合併するのだから「那賀市」と呼ぶことで違和感がなく、明解である。 今回那賀郡6町のうち5町までもが合併し、1つになる。「那賀郡」の「那賀」は昔より親しまれてきた重みのある名称であるから。 なれ言葉として。 那賀郡5町が市となるから。 那賀郡として長年親しんできた名前であり、那賀の意味は、お祝いのめでたい国と言う意味でもある。</p>
紀 北 市	き ほ く し	<p>紀北地方の中心地であるので。 紀北地方の中心的位置となるため。 紀北地区の中心。 地理的に位置を示している。 紀北の主要都市となることを願って。 紀州の北部に位置する那賀5町が、合併後に北部の中心地となり発展を願う。</p>
きのかわ市	きのかわし	<p>何となくさわやかな感じである。 紀ノ川は5町にとって母なる川である。また、ひらがなであると誰もが書きやすい為。 ひらがな名は、やさしく、親しみやすい感じがする。 全国的に知名度の高い紀ノ川をひらがなによって、簡単にわかりやすく、新鮮な感じもある。</p>

新市の名称候補選定までの経過

新市の名称応募作品 643点

第1次選定

新市の事務所の位置等検討
小委員会の各委員が1人5
点以内で選定

20点を選定

新市の名称候補（20点） （選定数順）			
名称候補	選定 委員数	名称候補	選定 委員数
紀の川市	16	かがやき市	1
紀の里市	12	紀水市	1
那賀市	11	北紀州市	1
紀北市	7	紀那市	1
きのかわ市	5	きの川市	1
なが市	4	紀の河市	1
紀ノ川市	3	きのさと市	1
紀州市	2	紀の郷市	1
紀の国市	2	東和歌山市	1
粉河市	2	竜門市	1

最終選定

新市の事務所の位置等検討
小委員会による協議

5点を選定

新市の名称候補（5点） （選定数順）	
新市の名称	名称のふりがな
紀の川市	きのかわし
紀の里市	きのさとし
那賀市	ながし
紀北市	きほくし
きのかわ市	きのかわし

新市の名称募集集計結果

募集期間

平成16年6月1日(火) ~ 7月15日(木)

1 応募状況

応募総数	2,416件
内訳	
有効応募数	2,379件
無効応募数	37件

応募のあった名称の数 **643名称**

無効応募数の内訳 (単位:件)

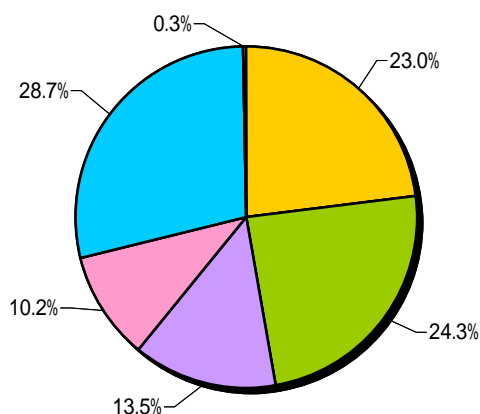
無効理由	件数
住所又は氏名の記載もれ	3
応募資格がないものからの応募	7
同一人物が同一名称を複数応募(1件は有効)	16
既に存在する市と同一表記のもの	2
漢字・ひらがな・カタカナ以外の表記	7
新市名称が記載もれのもの	2
計	37

2 町別応募状況

(単位:件、%)

町名	応募数	構成比
打田町	548	23.0%
粉河町	577	24.3%
那賀町	322	13.5%
桃山町	243	10.2%
貴志川町	682	28.7%
5町以外	7	0.3%
合計	2,379	100.0%

町別応募状況

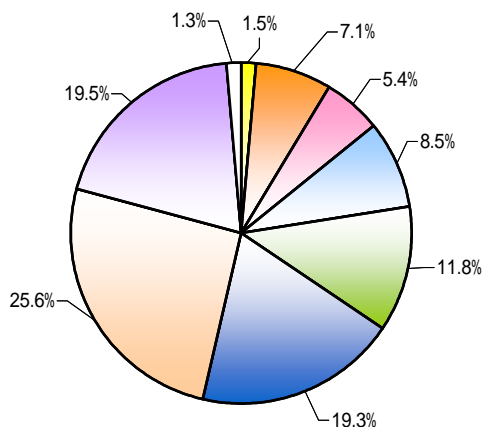


3 年代別応募数

(単位:件、%)

区分	応募数	構成比
10歳未満	36	1.5%
10代	170	7.1%
20代	129	5.4%
30代	202	8.5%
40代	280	11.8%
50代	458	19.3%
60代	609	25.6%
70歳以上	464	19.5%
不明	31	1.3%
合計	2,379	100.0%

年代別応募数



新市の名称候補一覧表(応募数順)

Table with 3 columns: 新市の名称 (New City Name), 名称のふりがな (Name in Hiragana), 応募数 (Number of Applicants). Rows include cities like 紀の川市, 紀の里市, 那賀市, etc.

Table with 3 columns: 新市の名称 (New City Name), 名称のふりがな (Name in Hiragana), 応募数 (Number of Applicants). Rows include cities like 那桐市, 那和市, 花咲市, etc.

Table with 3 columns: 新市の名称 (New City Name), 名称のふりがな (Name in Hiragana), 応募数 (Number of Applicants). Rows include cities like 紀郷市, 紀合市, きこうなも市, etc.

新市の事務所の位置等検討小委員会委員名簿

委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	山 下 忠 男	桃 山 町
副 委 員 長	原 延 治	那 賀 町
委 員	根 来 公 士	打 田 町
	木 戸 昌 明	
	奥 順 司	
	服 部 一	粉 河 町
	高 橋 一 正	
	大 西 洋 太 郎	
	東 健 兒	那 賀 町
	藤 田 佐 代 子	
	大 森 道 夫	桃 山 町
	西 平 美 和	
	中 村 慎 司	貴 志 川 町
	高 田 英 亮	
	田 村 美 代 子	
	堂 本 正 秀	那 賀 振 興 局

報告第 2 3 号

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議結果報告について

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議結果について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日報告

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 榎本喜之

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会協議結果報告

本小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回合併協議会におきまして「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」付託を受けました。

以来、平成16年4月9日の第1回小委員会から8月17日まで6回にわたり協議を致しました。

第1回小委員会（4月9日）

正副委員長選出、小委員会運営方針の確認、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事について協議。

第2回小委員会（5月18日）

小委員会全体のスケジュールを確認。その中で、8月の小委員会で付託事項について最終結論を出すことになりました。

地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙） 合併特例法第6条（定数特例）・第7条（在任特例）のいずれの制度を適用するか協議。

第3回小委員会（6月15日）

原則（設置選挙）を適用することを決定。

第4回小委員会（7月13日）

議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議。

第5回小委員会（7月29日）

議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議。

第6回小委員会（8月17日）

議員定数及び選挙区について決定。

以上協議を重ねた結果、当小委員会の結論として「新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、以下のように決定されました。

- （1） 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。
- （2） 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。
- （3） 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

尚、選挙区を設けるか否かの協議において、新市の議員が地域全体を十分把握できないことや、地域住民の生の声が反映されるよう第1回目の選挙についてのみ選挙区を設けるべきであるという少数意見もありました。

以上、委員長報告と致します。

平成16年8月26日

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 榎本喜之

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会委員名簿

役職名	氏名	町名
委員長	えのもと よしゆき 榎本 喜之	打田町
副委員長	まつうら たけし 松浦 猛	貴志川町
委員	なんき かずこ 南木 和子	打田町
	すぎはら いさお 杉原 勲	粉河町
	やなぎもと ますよ 柳本 益代	
	くろだ しちろう 黒田 七郎	那賀町
	かりや もとのり 仮屋 肇昇	
	やまおか としふみ 山岡 年文	桃山町
	つだ よしか 津田 愛珂	
	たけむら ひろあき 竹村 広明	貴志川町

参 考 法 令

【地方自治法】

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(市町村議会の議員の定数)

第91条

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村2以上のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

【公職選挙法】

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

【合併特例法】

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を越えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

報告第24号

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月26日報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸井幸次

第6回新市建設計画策定検討小委員会報告

第6回新市建設計画策定検討小委員会において、協議（決定）しました事項を那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 会議開催の状況

日 時：平成16年8月18日（水）午後1時30分 場 所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室 出席委員：10名

2. おもな協議（決定・確認）事項

新市建設計画基本計画について	<p>新市のまちづくり施策・主要事業（第3章）を中心に、協議を行いました。各分野で新市が実施する事業内容について、委員から活発な意見が出され、それらをふまえ次回小委員会でさらに議論を深めていくことを確認しました。</p> <p>また、市町村合併特例法第5条第1項に定められている県が実施する事業については、新たに章を設け、第4章で「新市における和歌山県事業の推進」として記載することや、第5章の「公共的施設の整備方針」についても事務局から提案があり、継続して審議をしていくことを確認しました。</p>
----------------	--

協議第4号の1

新市の名称について

新市の名称について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	新市の名称
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	新市の名称は、_____市とする。

平成16年 月 日確認

協議第6号の1

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。</p> <p>(2) 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。</p> <p>(3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。</p>

平成16年 月 日確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	総 務 課
調整方針(案)	(1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。 (2) 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。 (3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。		

那 賀 5 町 の 状 況					備 考
打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
(1) 議員の定数 16人(法定数22人) (2) 任 期 平成12年10月1日から 平成16年9月30日まで	(1) 議員の定数 16人(法定数22人) (2) 任 期 平成15年10月16日から 平成19年10月15日まで	(1) 議員の定数 12人(法定数18人) (2) 任 期 平成15年8月1日から 平成19年7月31日まで	(1) 議員の定数 14人(法定数18人) (2) 任 期 平成12年9月28日から 平成16年9月27日まで	(1) 議員の定数 16人(法定数26人) (2) 任 期 平成15年5月17日から 平成19年5月16日まで	
区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)		
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。		
2 任 期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める。		
3 定 数	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口 5万以上10万未満の市 30人 (地方自治法第91条第2項) 人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口または、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口 (地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が5万以上10万未満の場合 = 30人 2倍を超えない範囲 30人×2 = 60人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は91条の規定に至るまで減少する。 那賀5町の議員数(現況) 74名		
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。		
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ			
6 補欠選挙の適用	有	有	無		
7 選挙区の設置	公職選挙法 第15条第6項 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。				

協議第18号の1

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 国民健康保険税については、次のとおりとする。 税率については、合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する。 課税限度額、軽減制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 納期については、那賀町の例による。 集合徴収については、新市において実施しない。</p> <p>(2) 国民健康保険事業については、次のとおりとする。 出産育児一時金、葬祭費については現行のとおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 人間ドック・脳ドックは新市において実施する。 高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止する。</p>

平成16年 月 日 確認

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	介護保険事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 介護保険料については、次のとおりとする。 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。 介護保険運営協議会は新市において設置する。 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整する。</p> <p>(3) 利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。 介護保険低所得者利用者負担対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は、粉河町及び桃山町の例とする。</p>

平成16年 月 日 確認

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	消防団の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。</p> <p>(2) 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。</p> <p>(3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。</p> <p>(4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第21号の1

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	行政区の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 行政区（自治組織）については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 行政区（自治組織）の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時まで調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時まで調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第 2 2 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>(1) 農業委員会については合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（以下「法律」という。）第 7 条第 1 項の規定により 3 0 人とし、選任による委員の定数については、法律第 1 2 条の定めるところによる。</p> <p>(3) 法律第 1 0 条の 2 第 2 項の規定により選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は次のとおりとするが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討する。</p> <p>第 1 選挙区（打田町）7 人、第 2 選挙区（粉河町）8 人、 第 3 選挙区（那賀町）5 人、第 4 選挙区（桃山町）5 人、 第 5 選挙区（貴志川町）5 人、 選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順とする。 なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。</p> <p>(4) 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条を適用する。 適用を受ける選挙による委員は 3 0 人とし、打田町農業委員会から 7 人、粉河町農業委員会から 8 人、那賀町農業委員会から 5 人、桃山町農業委員会から 5 人、貴志川町農業委員会から 5 人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この在任期間は合併の日から 1 年間とする。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	総 務 課
調整方針(案)	<p>(1) 農業委員会については合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律(以下「法律」という。)第7条第1項の規定により30人とし、選任による委員の定数については、法律第12条の定めるところによる。</p> <p>(3) 法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は次のとおりとするが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討する。 第1選挙区(打田町)7人、第2選挙区(粉河町)8人、第3選挙区(那賀町)5人、第4選挙区(桃山町)5人、第5選挙区(貴志川町)5人、 選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順とする。 なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。</p> <p>(4) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。 適用を受ける選挙による委員は30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この在任期間は合併の日から1年間とする。</p>		

那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
農業委員会の委員の定数及び任期	農業委員会の委員の定数及び任期	農業委員会の委員の定数及び任期	農業委員会の委員の定数及び任期	農業委員会の委員の定数及び任期	
(1) 定 数 21人 選挙委員 16人 選任委員 5人 ・法第12条1号委員 2人 ・法第12条2号委員 3人 (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数 32人 選挙委員 25人 選任委員 7人 ・法第12条1号委員 2人 ・法第12条2号委員 5人 (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数 24人 選挙委員 17人 選任委員 7人 ・法第12条1号委員 2人 ・法第12条2号委員 5人 (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数 24人 選挙委員 17人 選任委員 7人 ・法第12条1号委員 2人 ・法第12条2号委員 5人 (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数 23人 選挙委員 16人 選任委員 7人 ・法第12条1号委員 2人 ・法第12条2号委員 5人 (2) 任 期 平成14年 7月30日から 平成17年 7月29日まで	

新市の農業委員会の委員の定数及び任期					
区 分	選任方法	定 数	任 期	根 拠 法 令	
新市に1つの農業委員会を設置	原則	新たに選挙する。	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律 第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特例	右の定数を越えるときは、合併関係町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えない数 (注1)	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律 第3条第1項 市町村の合併の特例に関する法律 第8条第1項、第2項 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律 附則第5条

(注1) 欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、その定数は、農業委員会等に関する法律第7条の規定にいたるまで減少する。

複数の農業委員会の設置については、那賀地域5町の場合、新市の面積(24千ha以上)農地面積(7千ha以上)とも基準を満たしていないため該当しない。

協議第23号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 一部事務組合（那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く。）については、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>(2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	各町関係一部事務組合の取扱いについて	調 整 課
調整方針（案）	(1) 一部事務組合（那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く。）については、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。 (2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。 (3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。 (4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。			

	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
	一部事務組合名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町		貴 志 川 町
1	和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合 〔構成団体名〕 県下全町村（43町村）						調整方針案（1）のとおりとする。
2	和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合 〔構成団体名〕 県下全町村（43町村、51一部事務組合）						同上
3	和歌山県市町村職員退職手当事務組合 〔構成団体名〕 県下41町村、45一部事務組合						同上
4	那賀郡町村児童福祉施設組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
5	那賀郡老人福祉施設組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
6	那賀郡広域事務組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
7	那賀郡町村共同国保那賀病院経営事務組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
8	那賀郡休日急患診療所経営事務組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
9	那賀郡衛生環境整備組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
10	那賀郡消防組合 〔構成団体名〕 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町・岩出町						同上
11	那賀町・粉河町龍王共有山組合 〔構成団体名〕 粉河町・那賀町						調整方針案（2）のとおりとする。
12	貴志川桃山清掃施設組合 〔構成団体名〕 桃山町・貴志川町						調整方針案（3）のとおりとする。
13	五色台広域施設組合 〔構成団体名〕 貴志川町・海南市・野上町・美里町						調整方針案（4）のとおりとする。

	一部事務組合名	組合を組織する地方公共団体	目的	事務所の位置	議員の定数	議員の任期
1	和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合	県下43町村	この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく組合町村の議会の議員の公務災害補償及び通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する。	和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山自治会館内	(7人) 各郡1人	2年間
2	和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合	県下43町村、及び 51一部事務組合	この組合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく組合市町村の非常勤の職員の公務災害補償及び通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する。	和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山自治会館内	(7人) 海草郡、海南市 1人 那賀郡 1人 伊都郡、橋本市 1人 有田郡、有田市 1人 日高郡、御坊市 1人 西牟婁郡、田辺市 1人 東牟婁郡、新宮市 1人	2年間
3	和歌山県市町村職員退職手当事務組合	県下41町村、及び 45一部事務組合	この組合は、組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する。	和歌山市茶屋ノ丁2番1	(7人) 和歌山市、海南市、海草郡 1人 那賀郡 1人 橋本市、伊都郡 1人 有田市、有田郡 1人 御坊市、日高郡 1人 田辺市、西牟婁郡 1人 新宮市、東牟婁郡 1人	4年間
4	那賀郡町村児童福祉施設組合	那賀郡6町	この組合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項によりこれを設ける。	那賀郡粉河町大字粉河1180番地	(6人) 関係各町村議会において、その住民にして町村議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。	4年間
5	那賀郡老人福祉施設組合	那賀郡6町	この組合は、老人福祉施設白水園の管理運営に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項によりこれを設ける。	那賀郡粉河町大字粉河2513番地 白水園内	(6人) 関係各町村議会において、その住民にして町村議会議員の被選挙権を有する者のうちから選挙する。	4年間
6	那賀郡広域事務組合	那賀郡6町	この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 病院群輪番制の運営に関する事務 (2) 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 (3) 那賀郡の広域事務の調整に関する事務	主たる事務所 那賀郡打田町大字打田1282番地 従たる事務所 那賀郡岩出町大字西野264番地	(12人) 組合構成町の議会において当該町の長及び議員の中から2名を選挙する。	4年間
7	那賀郡町村共同国保那賀病院経営事務組合	那賀郡6町	この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による療養施設として国保那賀病院の管理経営に関する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項によりこれを設ける。	那賀郡打田町大字打田1282番地	(12人) 関係町の議会において当該町の長及び議員の中から2名を選挙する。	4年間
8	那賀郡休日急患診療所経営事務組合	那賀郡6町	この組合は、休日における救急及び急病人の診療を行うための診療所の経営及び管理に関する事務を共同で処理する。	那賀郡打田町大字打田338番地	(6人) 関係町の議会において、町長及び議員のうちから1名を選挙する。	4年間

	一部事務組合名	組合を組織する地方公共団体	目 的	事務所の位置	議員の定数	
9	那賀郡衛生環境整備組合	那賀郡 6 町	この組合は、次の事務を共同処理するものとする。 (1) し尿処理施設の建設及び管理運営に関する事務 (2) 郡民スポーツ・レクリエーションセンターの建設及び管理運営に関する事務	那賀郡桃山町大字調月 12 番地	(1 2 人) 関係町の議会において、当該町の長及び議員のうちから 2 名を選挙する。	4 年間
10	那賀郡消防組合	那賀郡 6 町	この組合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定により消防事務（消防団に関する事務を除く。）を共同処理する。	那賀郡岩出町大字中迫 154 番地	(1 8 人) (1) 関係町の長 (2) 関係町の議会において、その町議会の議員のうちから選挙された者 1 名 (3) 関係町の消防団の長	4 年間
11	那賀町・粉河町龍王共有山組合	粉河町・那賀町	この組合は、那賀町、粉河町龍王共有山に関する事務を共同処理する。	那賀郡那賀町大字名手市場 那賀町役場内	(2 0 人) 那賀町大字切畑 2 人 " 江川中 1 人 " 西野山 2 人 (内 1 人は江川中と 1 期交替) " 名手市場 4 人 " 穴伏 1 人 " 那賀 3 人 " 名手西野 1 人 " 後田 1 人 粉河町大字馬宿 2 人 " 野上 2 人 " 東川原 1 人	4 年間
12	貴志川桃山清掃施設組合	桃山町・貴志川町	この組合は、関係町のごみ処理施設の建設及び管理経営に関する事務を共同処理するものとする。	那賀郡桃山町大字最上 1316 番地の 65	(6 人) 関係町の議会において当該町の議会の議員のうちから 3 名を選挙する。	当該関係町の議会議員の任期による。
13	五色台広域施設組合	貴志川町・海南市・野上町・美里町	この組合は、火葬場、葬祭場及び運動公園の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。	海草郡野上町大字国木原 577 番地の 4	(1 3 人) 関係市町の議会において当該町の議会の議員のうちから選挙する。 海南市 4 人 野上町 4 人 美里町 2 人 貴志川町 3 人	関係市町の議会議員の任期による。

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	公共的団体等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>5 町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>5 町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 土地開発公社の取扱いについては、</p> <p>打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものとする。</p> <p>桃山町土地開発公社については、粉河町土地開発公社に財産を無償で譲与し、合併の前日までに解散するものとする。</p> <p>粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とする。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協定項目	公共的団体等の取扱い	関係項目	公共的団体等の取扱い	調整課
調整方針(案)	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。 5町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。			

那 賀 5 町 の 状 況						
区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	備考
総務企画	打田町区長会	粉河町総代連絡協議会	那賀町区長協議会	桃山町区長会	貴志川町区長会	「公共的団体等の取扱い」で協議するものの範囲 (1) 団体の設置について町が関与(補助)しているもの (2) 町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの (3) 町の事業に大きく関与しているもの
	池田財産区管理会	竜門財産区管理会	飯盛財産区管理会	最上・神田・市場・元財産区管理会	丸栖財産区管理会	
	田中財産区管理会	長田竜門財産区管理会		調月財産区管理会	平池財産区管理会	
		南北志野財産区管理会			東貴志財産区管理会	
		鞆淵山林財産区管理会				
		鎌垣財産区管理会				
	打田町交通事故をなくする町民運動推進協議会	粉河町交通安全運動推進協議会	那賀町交通安全推進協議会	桃山町交通安全推進連絡協議会	貴志川町交通安全推進連絡協議会	
	打田町交通安全母の会(婦人会兼)	粉河町交通安全母の会(婦人会兼)	那賀町交通安全母の会	桃山町交通安全母の会	貴志川町交通安全母の会	
					貴志川町ペンギンクラブ	
		粉河町防犯自治会	那賀町防犯自治会			
			那賀町暴力追放推進協議会	桃山町暴力追放推進協議会		
	婦人防火クラブ(1団体)	婦人防火クラブ(35団体)	婦人防火クラブ(3団体)	婦人防火クラブ(2団体)	婦人防火クラブ(23団体)	
			那賀町公明選挙友の会		貴志川町明るい選挙推進協議会	
	打田町女性会議	粉河町女性会議	那賀町女性会議	桃山町女性会議	貴志川町女性会議	
		感動こかわ21協議会				
	粉河町誘致企業連絡会		桃山町立地企業連絡協議会			
福祉			那賀町シルバー人材センター		(社)貴志川町シルバー人材センター	
	打田町民生児童委員協議会	粉河町民生児童委員協議会	那賀町民生児童委員協議会	桃山町民生児童委員協議会	貴志川町民生児童委員連絡協議会	
	那賀保護司会打田分会	那賀保護司会粉河分会	那賀保護司会那賀分会	那賀保護司会桃山分会	那賀保護司会貴志川分会	
	打田町更生保護婦人会	那賀東更生保護婦人会粉河支部	那賀東更生保護婦人会那賀支部	桃山町更生保護婦人会	貴志川町更生保護婦人会	
	打田町母子寡婦福祉連合会	粉河町母子寡婦福祉連合会	那賀町母子寡婦福祉連合会	桃山町母子福祉連合会	貴志川町母子寡婦福祉連合会	
	打田町立こばと保育所保護者会	粉河町立川原保育所保護者会	那賀町立上名手保育所保護者会	桃山町立安楽川保育所保護者会	貴志川町立中貴志保育所保護者会	
	打田町立なるき保育所保護者会	粉河町立竜門保育所保護者会	那賀町立麻生津保育所保護者会	桃山町立調月保育所保護者会	貴志川町立東貴志保育所保護者会	
	打田町立八王寺保育所保護者会	粉河町立長田保育所保護者会	那賀町立名手保育所保護者会		貴志川町立西貴志保育所保護者会	
		粉河町立鞆淵保育所保護者会			貴志川町立丸栖保育所保護者会	
		粉河町立川原保育所保護者会				
		粉河町保育所保護者会連合会				
		幼児教育振興連絡協議会				
	太陽の子(学童保育)				こどもくらぶ(学童保育)	
	てのひら(学童保育)				ほたるっこ(学童保育)	
		(社会)粉河保育園			(社会)ながやま福祉会 ながやま保育園	
	山の子共同保育園					

	(社会)皆楽園 PURE皆楽	障害者小規模作業所サンワークス		(社会)ひまわり園	貴志川町たんぼぼの家共同作業所	「社会福祉協議会の取扱い」で別途協議
	(社会)打田町社会福祉協議会	(社会)粉河町社会福祉協議会	(社会)那賀町社会福祉協議会	(社会)桃山町社会福祉協議会	(社会)貴志川町社会福祉協議会	
	打田町老人クラブ連合会	粉河町老人クラブ連合会	那賀町老人クラブ連合会	桃山町老人クラブ連合会	貴志川町老人クラブ連合会	
	打田町身体障害者連盟	粉河町身体障害者連盟	那賀町身体障害者連盟	桃山町身体障害者連盟	貴志川町身体障害者連盟	
	打田町ボランティア連絡協議会	粉河町ボランティア連絡協議会	那賀町ボランティア連絡協議会	桃山町ボランティア連絡協議会	貴志川町ボランティア連絡協議会	
					貴志川町ボランティア地域活動推進協議会	
	打田町赤十字奉仕団	粉河町赤十字奉仕団	那賀町赤十字奉仕団	桃山町赤十字奉仕団	貴志川町赤十字奉仕団	
	打田町遺族会	粉河町遺族会	那賀町遺族連合会	桃山町遺族会・遺族会婦人部	貴志川町遺族会	
	打田町障害児者父母の会	粉河町障害者父母の会	那賀町障害者父母の会	桃山町障害児者父母の会	貴志川町障害児(者)父母の会	
	打田町傷痍軍人会・同妻の会	粉河町傷痍軍人会・同妻の会	那賀町傷痍軍人会・同妻の会		貴志川町傷痍軍人会・同妻の会	
	打田町心配ごと相談員協議会		那賀町介護者の会			
		粉河町重度身障者若年部会				
健康対策	打田町医師会	粉河町医師会	那賀町医師会	桃山町医師会	貴志川町医師会	
			那賀町歯科医師会		貴志川町歯科医師会	
	打田町母子保健推進員会	粉河町母子保健推進員協議会	那賀町保健推進協議会	桃山町母子保健推進委員会	貴志川町母子保健推進会	
	打田町食生活改善推進協議会	粉河町食生活改善推進協議会	那賀町食生活改善推進協議会	桃山町食生活改善推進協議会	貴志川町食生活改善推進協議会	
		粉河町栄養改善団体				
	打田町健康づくり推進協議会	粉河町健康づくり推進協議会	那賀町健康づくり推進協議会	桃山町健康づくり推進協議会	貴志川町健康づくり推進協議会	
				桃山町保健衛生推進協議会		
	打田町精神障害者家族会(むつみ会)	粉河町精神障害者グループ・ホーム	那賀町精神障害者家族会(おりづる会)	桃山町精神障害者家族会(わらびの会)	貴志川町精神障害者家族会(いちごの会)	
	打田町障害児親の会(ひまわり会)			桃山町難病患者家族福祉連絡協議会		
		粉河町希望の会				
			那賀町浴場経営管理委員会			
	粉河町若葉作業所			NPO 法人 ふきのとう		
				はなみずきグループ(ふきのとう支援団体)		
				クレヨンサークル		
環境	打田町を美しくする町民運動推進協議会			桃山町美化推進協議会		
商工観光	打田町商工会	粉河町商工会	那賀町商工会	桃山町商工会	貴志川町商工会	
					貴志川町商業協同組合	
		粉河町観光協会	葛城観光協会	桃山町観光協会	貴志川町観光協会	
			藤崎観光協会			
				桃山町産業振興館	貴志川町観光物産センター	
	アイ・ラブ・うちた実行委員会	粉河町民祭実行委員会	那賀町夏まつり実行委員会	桃山町まつり実行委員会	貴志川町夏まつり実行委員会	
		粉河町だんじり運行委員会	青洲まつり実行委員会		きしがわ祭実行委員会	
		粉河町山車保存会				
				高齢者グループ連絡協議会		
					貴志川町いちご狩り協会	
		那賀町ホテル保存会		源氏ポタルを育てる会		
				むらおこし事業委員会		

	紀の里農業協同組合(本所・支所)	紀の里農業協同組合(支所)	紀の里農業協同組合(支所)	紀の里農業協同組合(支所)	紀の里農業協同組合(支所)
		和歌山北部農業共済組合			
	打田町農業士協議会	粉河町農業士会	那賀町農業士会	桃山町農業士会	貴志川町農業士会
	打田町4Hクラブ	粉河町4Hクラブ		桃山町4Hクラブ連合会	
		粉河町農業体験協議会			
	打田町水田農業推進協議会	粉河町水田農業推進協議会	那賀町水田農業推進協議会	桃山町水田農業推進委員会	貴志川町水田農業推進協議会
	打田町青年農業経営者協議会	粉河町青年農業経営者協議会			貴志川町農業経営者協議会
		粉河町農業振興協議会			
		粉河町産業祭実行委員会			
	打田町緑化推進委員会	粉河町緑化推進委員会	那賀町緑化推進委員会	桃山町緑化推進協議会	貴志川町緑化推進委員会
	打田町みどりの少年団	粉河町みどりの少年団	那賀町みどりの少年団	桃山町みどりの少年団	貴志川町みどりの少年団
	猟友会那賀支会打田分会	猟友会粉河分会・鞆淵分会	那賀町猟友会	猟友会桃山支部	猟友会貴志川支部
		那賀広域森林組合			
		鞆淵林業研究会		桃山町林業研究会	
	紀の川用水土地改良区	小田井土地改良区		安楽川井土地改良区	山田ダム土地改良区
	海神土地改良区	荒見井土地改良区			貴志川土地改良区
		桜池土地改良区			
				桃山町植木組合	
	打田町近代化施設園芸組合				
	打田町農機具共同利用組合			桃山農機具共同利用組合	
				調月北部農機具共同利用組合	
	打田町いちご生産出荷組合				
	打田町たばこ耕作研究会				
	打田町養液栽培研究会				
	打田町水耕栽培研究会				
	しいたけ研究会				
				「あら川の桃」振興協議会	
				桃山町農事研究会	
				桃山町中国研修生受入協議会	
				細野溪流キャンプ場管理組合	
					貴志川町そ菜研究会
					貴志川町花き研究会
	打田町畜産振興会				
					平池関係地区協議会
	打田町生活研究グループ	粉河町生活研究グループ	那賀町生活研究グループ	桃山町生活研究グループ	貴志川町生活研究グループ
	打田東部生活学校	粉河町生活学校	あけぼの生活学校	市場生活学校	神戸生活学校
	交西生活学校				
	古和田生活学校				
	池田西部生活学校				
		粉河町食育実践推進支援協議会			
		粉河町有機農業実践グループ	那賀町有機実践グループ		
		21世紀村づくり塾			
建設	打田町建設業協会	粉河町建設業協会	那賀町建設業協会	桃山町建設業協会	貴志川町建設業協会

教育文化	田中小学校育友会	粉河小学校育友会	麻生津小学校愛育会	安楽川小学校育友会	中貴志小学校PTA
	池田小学校育友会	竜門小学校育友会	上名手小学校育童会	調月小学校育友会	東貴志小学校育友会
		長田小学校育友会	名手小学校育友会	桃山小学校育友会	西貴志小学校育友会
		川原小学校育童会			丸栖小学校育友会
	打田中学校PTA	粉河中学校PTA	那賀中学校PTA	荒川中学校育友会	貴志川中学校PTA
		鞆淵中学校PTA		桃山中学校育友会	
	打田町PTA連絡協議会	粉河町PTA連絡協議会	那賀町PTA連絡協議会	桃山町PTA連絡協議会	貴志川町PTA連絡協議会
					貴志川町スクールサポーター
				町立安楽川幼稚園保護者会	
	(学)智徳幼稚園	(学)愛の光幼稚園			(学)あおば幼稚園
	打田町青少年育成町民会議	粉河町青少年育成町民会議	那賀町青少年育成町民会議		
	打田町青少年育成県民運動推進委員会		那賀町青少年育成推進指導員会	桃山町青少年健全育成推進指導員会	貴志川町青少年健全育成推進協議会
		粉河ユースクラブ	那賀町青年団体連絡協議会		貴志川町青年会連絡協議会
		粉河町青少年補導委員連絡協議会			
	打田町地域活動連絡協議会	粉河町父母子供クラブ運営協議会	那賀町父母子ども会連絡協議会	桃山町地域活動連絡協議会	貴志川町地域活動連絡協議会
	打田町婦人会	粉河町婦人会	那賀町婦人会	桃山町婦人会	
	打田町文化協会	粉河町文化協会	那賀町文化協会	桃山町文化協会	貴志川町文化協会
		紀北ユネスコ協会			貴志川ユネスコ協会
	ボーイスカウト	ボーイ・ガールスカウト	ボーイ・ガールスカウト		ボーイスカウト
			ジュニア・シニアリーダー		
			あんぱんクラブ(生涯学習グループ)		
			ぱっくんくらぶ(生涯学習グループ)		
			子育て支援のびのびネットワーク		
	打田町花の会	粉河町花の会			
		粉河文化史友会		桃山町歴史の会	
				桃山町読み聞かせクラブ	
		車楽ラブ	華岡青洲劇団	祇園太鼓保存会	
		八十八おどり保存会		あらかわの桃縁起踊り保存会	
		粉河祭礼保存会			
					貴志川町生涯学習センター管理運営委員会
					丸栖コミュニティセンター管理運営委員会
					東貴志コミュニティセンター管理運営委員会
					中貴志コミュニティセンター管理運営委員会
					西貴志コミュニティセンター管理運営委員会
					貴志川町生涯学習メントル
					貴志川町女性学級(5団体)
	打田町体育振興会	粉河町体育協会	那賀町体育協会	桃山町体育協会	貴志川町体育協会
	打田町スポーツ少年団本部	粉河町スポーツ少年団本部	那賀町スポーツ少年団本部	桃山町スポーツ少年団本部	貴志川町スポーツ少年団本部
	打田町スポーツ少年団	粉河町スポーツ少年団	那賀町スポーツ少年団	桃山町スポーツ少年団	貴志川町スポーツ少年団
	打田町スポーツ少年団指導者協議会	粉河町スポーツ少年団指導者協議会	那賀町スポーツ少年団指導者協議会		貴志川町スポーツ少年団指導者協議会

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	公共的団体等の取扱い	関 係 項 目	公共的団体等の取扱い(土地開発公社)	調 整 課
調整方針(案)	打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものとする。 桃山町土地開発公社については、粉河町土地開発公社に財産を無償で譲与し、合併の前日までに解散するものとする。 粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とする。			

那 賀 5 町 の 状 況 (平成15年度末現在)						備 考
項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
【概要】						8月1日現在 150,000,000円返済により 現金貯金33,365,080円 8月1日現在 150,000,000円返済による 借入残高1,050,000,000円 8月1日現在 負債合計1,075,473,750円 正味財産34,790,642円
名称	打田町土地開発公社	粉河町土地開発公社	該当なし	桃山町土地開発公社	貴志川町土地開発公社	
事務所の所在地	打田町大字西大井338番地	粉河町粉河414番地		桃山町大字元382番地	貴志川町神戸327番地の1	
設立団体	打田町	粉河町		桃山町	貴志川町	
役員	理事定数	16名以内 (うち理事長1名、副理事長1名)	15名以内 (うち理事長1名、副理事長1名)	12名以内 (うち理事長1名)	12名以内 (うち理事長1名)	
	理事任期	2年	2年	2年	2年	
	監事定数	2名以内	2名	2名以内	2名	
【基本財産】(単位:円)						
資本金	5,000,000	10,000,000		10,000,000	10,000,000	
【財産目録】(単位:円)						
1. 固定資産		205,585		10,000,000	10,000,000	
(1) 有形固定資産		205,585				
(2) 無形固定資産						
(3) その他の資産				10,000,000	10,000,000	
2. 流動資産	21,384,177	3,587,831,012		1,400,264,392	8,788,632	
(1) 現金預金	21,384,177	18,971,370		183,365,080	8,788,632	
(2) 公有用地		1,758,741,510				
(3) 完成土地		1,361,118,920		1,198,039,473		
(4) 未成土地		448,999,212		1,429,839		
(5) 未収金				17,430,000		
資産合計	21,384,177	3,588,036,597		1,410,264,392	18,788,632	
1. 固定負債		3,586,854,000		1,200,000,000		
(1) 長期借入金		3,532,000,000		1,200,000,000		
(2) その他の固定負債		54,854,000				
2. 流動負債				25,473,750		
(1) 未払金				16,390,750		
(2) 預り金				9,083,000		
負債合計		3,586,854,000		1,225,473,750		
正味財産	21,384,177	1,182,597		184,790,642	18,788,632	

那 賀 5 町 の 状 況 (平成15年度末現在)

項 目		打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町		備 考	
		取得事業用地名	保有面積 (m ²)	取得事業用地名	保有面積 (m ²)	取得事業用地名	保有面積 (m ²)	取得事業用地名	保有面積 (m ²)	取得事業用地名	保有面積 (m ²)		
公有地取得事業				道路整備事業用地 代替地	6,833. ⁶⁶								
				粉河駅南土地区画 整備事業用地	18,916. ⁴⁸								
				北宅地駐車場用地	468. ³⁸								
				長田地区公有用地 先行取得	2,308. ¹³								
		小計			小計	28,576. ⁶⁵	小計		小計		小計		
土地造成事業	完成土地	造成事業地名	保有面積 (m ²)	造成事業地名	保有面積 (m ²)	造成事業地名	保有面積 (m ²)	造成事業地名	保有面積 (m ²)	造成事業地名	保有面積 (m ²)		
				上田井(川新田)工 業団地	6,059. ⁶⁷			桃山第3企業団地	18,021. ⁵³				
				下清水住宅団地	2,108. ⁶¹			(上記の内 13,087 m ² は賃貸借) 賃貸借	10,100				
								買取を前提 とした賃貸借	1,716				
								買取を前提とし た定期借地権設定	1,271				
						下新田住宅団地 (リハ-サイトこかわ)	6,909. ⁶⁶			八坂団地分譲宅地	1,075. ⁴⁴		
						白樺台住宅団地	4,035. ⁹⁸			稲葉段造成用地	1,553. ⁰⁰		
						片山住宅団地	172. ²⁸			官地処分事業用地	306. ⁰⁰		
		小計			小計	19,286. ²⁰	小計		小計	20,955. ⁹⁷	小計		
	未成土地				上、上田井(中山田) 住宅団地	8,035. ⁰⁰			第2工業用地関連 用地	70. ⁰⁰			
					嶋住宅団地	2,265. ⁹³							
				片山第2住宅団地	4,184. ⁰⁰								
		小計			小計	14,484. ⁹³	小計		小計	70. ⁰⁰	小計		
合 計					62,347. ⁷⁸				21,025. ⁹⁷				

協議第25号

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	企画部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）広報誌については、合併時に統一し情報の提供に努める。 （2）ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。 （3）行政相談については、再編を行い合併時まで調整する。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	広報広聴関係事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 広報誌については、合併時に統一し情報の提供に努める。 (2) ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。 (3) 行政相談については、再編を行い合併時までに調整する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容	
項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
広報誌の発行	名 称	広報「うちた」	広報「こかわ」	広報「那賀」	広報「ももやま」	広報「きし川」	合併時に統一し情報の提供に努める。
	回 数	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	
	発 行 日	毎月第1金曜日	毎月1日	毎月1日	毎月月末	毎月1日	
	印刷部数	4,900部	5,500部	3,050部	3,000部	7,200部	
	ページ数	総頁16ページ (内カラー2ページ)	総頁14ページ (内カラー2ページ)	総頁22ページ	総頁24ページ (内カラー2ページ)	総頁24ページ (内カラー2ページ)	
	広報委員会	該当なし	該当なし	那賀町広報委員会 各課広報委員が代表となり、各課よりの記事を取りまとめ、広報係と内容を検討する。	広報編集委員会 翌月号の広報誌の内容検討 その他広報の発行についての連絡調整	広報編集委員会 広報誌掲載内容の指針を決定する。 毎月月初めに開催する。 広報広室でその翌月に発行する記事内容を記入したレジュメにしたがって、会議を進める。	
ホームページ	名 称	打田町ホームページ	粉河町ホームページ	那賀町ホームページ	桃山町ホームページ	貴志川町ホームページ	新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。
	主な掲載事項	暮らしと住まい 健康・福祉 保険・年金・税金 教育・文化・スポーツ まちづくり・行政 打田町ってこんな町	町のプロフィール 行政案内 くらしの情報 見どころ粉河 観光案内 公共施設 広報こかわ	ふるさと紹介 観光案内 那賀町イラストマップ 医聖華岡青洲について 花野果さんの紹介	桃山町観光情報 住民ガイド 桃山よもやま掲示板 桃山町ってこんな所 イラストマップ 図書情報検索 行政情報・教育情報 分譲住宅等のお知らせ	こんな町です 施設・講座案内 暮らしの便利帳 行政かわら版 ホテル情報 いちご情報 観光案内 特産品	
行政相談	名 称	合同相談(心配ごと、行政)	行政相談	行政相談(人権相談と合同)	合同相談(行政、心配ごと)	定例行政相談 暮らしのための法律行政合同相談	再編を行い合併時までに調整する。
	実施回数	毎月1回	毎月1回	2ヶ月に1回	毎月1回(5月、10月は2回)	は年5回 是年1回	
	周知方法	町の広報誌へ掲載	町広報誌、有線放送	防災行政無線により周知	町の広報誌へ掲載	広報誌掲載、PRチラシを各戸に配布、屋外放送でPR	

協議第 26 号

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>防災関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）防災会議については、合併時に統合する。（2）地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。（3）消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。（4）自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。（5）防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。（6）水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとする。

平成 16 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	防災関係事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	防災関係事業の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 防災会議については、合併時に統合する。 (2) 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 (3) 消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。 (4) 自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。 (5) 防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。 (6) 水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとする。			

区 分	那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
防災会議	名称	打田町防災会議(現15名)	粉河町防災会議(現20名)	那賀町防災会議(現20名)	桃山町防災会議(現10名)	貴志川町防災会議(現18名)	防災会議については、合併時に統合する。
	会長及び委員	会長は、町長をもって充てる。 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者(定数2名) (2) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者(定数9名) (4) 教育長 (5) 消防団長 (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者(定数3名) (7) 町議会のうちから町長が指名する者	会長は、町長をもって充てる。 委員の定数は20人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	会長は、町長をもって充てる。 委員の定数は20人以内とする。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 (8) 町内に所在する公共的団体の役職員から町長が任命する者 (9) 学識経験者のうちから町長が任命する者	会長は、町長をもって充てる。 委員の定数は15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから任命する。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 郡消防組合の職員及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	会長は、町長をもって充てる。 委員の数は、18人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者 (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者 (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長及び教育次長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者 (8) 学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者	
	任期	委員の任期は2年とする。	上記第(7)号委員の任期は2年とする。	委員の任期は2年とする。	上記第(7)号委員の任期は2年とする。	上記第(7)号及び第(8)号委員の任期は4年とする。	

区分		那賀 5 町の状況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
地域防災計画	名称	打田町地域防災計画	粉河町地域防災計画	那賀町地域防災計画	桃山町地域防災計画	貴志川町地域防災計画	地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。
	策定年	昭和 60 年策定 (平成 10 年一部修正)	策定年不詳 (平成 9 年一部修正)	策定年不詳 (平成 13 年 3 月一部修正)	平成 12 年策定 (平成 13 年 3 月一部修正)	平成 8 年策定 (平成 16 年 3 月一部修正)	
	計画目的	この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、打田町防災会議が作成する計画であって、町、県、関係地方行政機関、関係地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条及び粉河町防災会議条例(昭和 38 年条例第 22 号)の規定に基づき、粉河町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次の項目を定めることにより、総合的な災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、もって防災の万全を期すことを目的とする。	この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、那賀町防災会議が作成する那賀町の地域にかかる災害対策に関して定めるものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本町及び防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、桃山町防災会議が作成する計画である。町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が有する機能を有効に発揮して、町の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土及び町民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、貴志川町防災会議が作成する計画であって、町及び防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、貴志川町における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	
	計画概要	基本計画編 第 1 編 総則 第 2 編 災害予防計画 第 3 編 災害応急対策計画 (一般災害) 第 4 編 災害復旧計画 震災対策計画編 第 1 編 地震規模の想定 第 2 編 災害応急対策計画 資料編	第 1 章 総則 第 2 章 災害予防計画 第 3 章 地震災害予防計画 第 4 章 災害応急対策計画 第 5 章 地震災害応急対策計画 第 6 章 災害復旧計画 資料編・様式集	第 1 編 総則 第 2 編 災害予防計画 第 3 編 災害応急対策計画 第 4 編 災害復旧計画 資料・様式	第 1 章 序論 第 2 章 災害予防計画 第 3 章 災害応急対策計画 第 4 章 災害復旧・復興計画 資料・様式	第 1 編 総則 第 2 編 災害予防計画 第 3 編 災害応急対策計画 第 4 編 災害復旧計画 第 5 編 参考(資料集)	
消防・防災相互応援協定	和歌山県下消防広域相互応援協定	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。
	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	阪和林野相互応援協定(林野火災)	左に同じ	左に同じ				
						災害時相互応援協定(かつらぎ町ほか県外 10 町と締結)	
自主防災組織等	自主防災組織 婦人防火クラブ 1 団体	自主防災組織 婦人防火クラブ 35 団体	自主防災組織 婦人防火クラブ 3 団体	自主防災組織 30 団体 婦人防火クラブ 2 団体	自主防災組織 23 団体 婦人防火クラブ 23 団体	自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。	

区分	那賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
防災行政無線	無線局名	ぼうさいうちた	ぼうさいこかわちょう	ぼうさいながちょう	ぼうさいももやま	ぼうさいきしがわちょう	防災行政無線については、 現行の設備を利用し、新市に おいて統一に努めるものとする。 なお、放送時間、放送内容 等については、合併時に統一 する。
	親局	打田町役場 1基	粉河町役場 1基	那賀町役場 1基	桃山町役場 1基	貴志川町役場 1基	
	遠隔装置	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協打田支所 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協粉河支所 1基 粉河町役場鞆瀬支所 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協那賀支所 1基 那賀町総合センター 1基	那賀郡消防組合 1基	那賀郡消防組合 1基 紀の里農協貴志川支所 1基	
	子局	18局	74局	39局	43局	51局	
	個別受信機	1,284機	2,022機	2,650機	133機	6,782機	
	周波数	69.435MHz	57.260MHz	61.370MHz	57.665MHz	68.865MHz	
	定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 11時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別)	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 11時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 11時58分 夕方 16時58分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	1. チャイムによる定時放送 朝 8時00分 昼 12時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 帰宅放送(児童・生徒を対象)	1. チャイムによる定時放送 朝 昼 12時00分 夕方 17時00分 2. 消防署定時試験放送 3. 紀の里農協定時放送(個別) 4. 町からの定時放送	
	臨時放送	1. 未帰宅者の発見(情報提供) 依頼 2. 全国交通安全運動における 啓発 3. 全国火災予防運動における 啓発 4. 選挙時投票啓発放送 5. 献血の協力依頼 6. その他町からのお知らせ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
緊急放送	火災等災害発生時における放送	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
水防協議会	防災会議にて対応	防災会議にて対応	名称 那賀町水防協議会 (会長及び委員構成は、防災会議 に準ずる。)	防災会議にて対応	防災会議にて対応	水防協議会については、合 併時に廃止し、新市の防災会 議でその機能を維持するも のとする。	
水防計画	平成11年策定	策定年不詳 (平成15年6月一部修正)	策定年不詳 (平成14年2月一部修正)	策定年不詳 (平成14年月不詳一部修正)	平成8年策定 (平成16年3月一部修正)	水防計画については、新市 において速やかに策定するも のとする。なお、策定される までの間は現行の計画を新市 に引き継ぎ運用する。	

協議第 27 号

各種事務事業（保育事業）の取扱いについて

各種事務事業（保育事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（保育事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（１）保育料については国の徴収基準額の 80%（5 町平均）を基本として調整する。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例による。</p> <p>（２）保育所（園）の設置状況について、公立保育所は現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（３）へき地保育事業及び広域入所制度については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（４）公立保育所で実施する障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育促進事業及び一時保育促進事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（５）地域子育て支援センター事業については、名手保育所及び安楽川保育所は、新市において実施する方向で調整する。</p> <p>（６）民間保育所運営補助金については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>（７）幼児教育振興運営事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（８）保護者会については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整する。</p> <p>（９）給食については現行どおり自園方式とする。</p>

平成 16 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取り扱い	関 係 項 目	保育事業の取り扱い	調 整 課
---------	-------------	---------	-----------	-------

調整方針（案）	保育事業の取り扱いについては、次のとおりとする。 （１）保育料については国の徴収基準額の８０％（５町平均）を基本として調整する。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例による。 （２）保育所（園）の設置状況について、公立保育所は現行どおり新市に引き継ぐものとする。 （３）へき地保育事業及び広域入所制度については、現行どおり新市に引き継ぐ。 （４）公立保育所で実施する障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育促進事業及び一時保育促進事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 （５）地域子育て支援センター事業について、名手保育所及び安楽川保育所は、新市において実施する方向で調整する。 （６）民間保育所運営補助金については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。 （７）幼児教育振興運営事業については、合併時に廃止する。 （８）保護者会については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整する。 （９）給食については現行どおり自園方式とする。			
---------	---	--	--	--

那 賀 5 町 の 状 況 （平成16年4月1日現在）

項目	打 田 町				粉 河 町				那 賀 町				桃 山 町				貴 志 川 町				調整の具体的内容				
	(単位：円)				(単位：円)				(単位：円)				(単位：円)				(単位：円)				(単位：円)				
階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	階層	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	
保 育 料 月 額	1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
	2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	6,000	2	市町村民税非課税世帯	6,300	4,800	4,500	2	市町村民税非課税世帯	6,300	4,800	4,800	2	市町村民税非課税世帯	7,700	5,100	5,100	2	市町村民税非課税世帯	7,200	4,800	4,800
	3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500	3	市町村民税課税世帯	15,600	13,200	12,300	3	市町村民税課税世帯 (均等割りのみ世帯)	14,000	10,000	9,000	3	市町村民税課税世帯	13,700	13,200	13,200	3	市町村民税課税世帯	16,700	14,100	14,100
	4	所得税 64,000 未満	30,000	24,000	21,500	4	所得税 64,000 未満	24,000	21,600	20,200	4	所得税 64,000 未満	25,000	20,000	16,000	4	所得税 64,000 未満	22,500	21,600	21,600	4	所得税 64,000 未満	25,800	23,200	23,200
	5	所得税 64,000 以上 160,000 未満	44,500	27,200	23,500	5	所得税 64,000 以上 160,000 未満	37,800	28,500	21,900	5	所得税 64,000 以上 104,000 未満	31,000	24,000	19,000	5	所得税 64,000 以上 160,000 未満	31,200	29,800	24,700	5	所得税 64,000 以上 160,000 未満	38,200	29,000	23,800
	6	所得税 160,000 以上 408,000 未満	61,000	30,400	25,500	6	所得税 160,000 以上 408,000 未満	48,800	30,200	24,700	6	所得税 160,000 以上 298,000 未満	43,000	29,000	23,000	6	所得税 160,000 以上 408,000 未満	42,700	29,800	24,700	6	所得税 160,000 以上 408,000 未満	52,400	29,000	23,800
	7	所得税 408,000 以上	80,000 1・2歳児 78,900	33,100	27,000	7	所得税 408,000 以上	64,000	33,600	27,400	7	所得税 408,000 以上	62,000	33,000	27,000	7	所得税 408,000 以上	56,000	29,800	24,700	7	所得税 408,000 以上	68,800	29,000	23,800

【参考】国の保育所徴収金基準額表（平成15年度適用） (単位：円)

階層区分	定義	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	6,000
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	所得税 64,000 未満	30,000	27,000	27,000
第5階層	所得税 64,000 以上 160,000 未満	44,500	33,080	27,000
第6階層	所得税 160,000 以上 408,000 未満	61,000	33,080	27,000
第7階層	所得税 408,000 以上	80,000 (1、2歳児保育単価限度 78,740)	33,080	27,000

保育料については国の徴収基準額の８０％（５町平均）を基本として調整する。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例による。

保育所(園)の設置状況

(単位:人)

名称	定員	実数
こばと保育所	200	181
なるき保育所	180	151
八王子保育所	60	44
合計	440	376

保育時間
 平日(通常) 8:45~16:00(3カ所)
 (延長) 7:45~18:00(3カ所)
 土曜(通常) 8:45~11:30(3カ所)
 (延長) 7:45~13:00(3カ所)

(単位:人)

名称	定員	実数
れもん保育園	45	37

保育時間
 平日(通常) 7:30~18:30
 (延長) 7:30~20:00
 土曜(通常) 7:30~18:30
 (延長)

(単位:人)

町全体	定員	実数
町全体	485	413

(単位:人)

名称	定員	実数
川原保育所	90	46
長田保育所	120	89
竜門保育所	120	64
合計	330	199

保育時間
 平日(通常) 8:00~16:00(川原)
 (延長) 8:00~18:00(川原)
 (通常) 8:45~16:00(長田)
 (延長) 8:00~17:30(長田)
 (通常) 8:30~16:00(竜門)
 (延長) 8:00~17:30(竜門)

土曜(通常) 8:00~11:30(川原)
 (延長) 8:00~12:30(川原)
 (通常) 8:45~11:30(長田)
 (延長) 8:00~12:30(長田)
 (通常) 8:30~11:30(竜門)
 (延長) 8:00~12:30(竜門)

(単位:人)

名称	定員	実数
粉河保育園	170	180

保育時間
 平日(通常) 9:00~16:00
 (延長) 7:00~19:00
 土曜(通常) 9:00~11:30
 (延長) 7:00~12:30

(単位:人)

町全体	定員	実数
町全体	500	379

(単位:人)

名称	定員	実数
名手保育所	220	150
麻生津保育所	45	28
上名手保育所	45	24
合計	310	202

保育時間
 平日(通常) 8:00~16:00(3カ所)
 (延長) 7:00~19:00(名手)
 (延長) 8:00~17:00(麻生津・上名手)

土曜(通常) 8:00~12:00(3カ所)
 (延長) 7:00~12:00(名手のみ)

麻生津・上名手保育所は、土曜の延長保育未実施

(単位:人)

名称	定員	実数

(単位:人)

町全体	定員	実数
町全体	310	202

(単位:人)

名称	定員	実数
安楽川保育所	120	110
調月保育所	60	47
合計	180	157

保育時間
 平日(通常) 8:30~16:00(2カ所)
 (延長) 8:00~18:00(2カ所)

土曜(通常) 8:30~11:30(2カ所)
 (延長) 8:00~12:00(2カ所)

(単位:人)

名称	定員	実数

(単位:人)

町全体	定員	実数
町全体	180	157

平成14年度末をもって、公立のへき地保育所2園を廃止。
 なお、廃止に伴いその地域の対象園児をバス送迎している。

(バス路線)
 善田と安楽川保育所間
 野田原と調月保育所間

(単位:人)

名称	定員	実数
中貴志保育所	165	125
東貴志保育所	150	83
西貴志保育所	150	100
丸栖保育所	150	91
合計	615	399

保育時間
 平日(通常) 8:30~16:00(4カ所)
 (延長) 7:00~19:00(4カ所)

土曜(通常) 8:30~11:30(4カ所)
 (延長) 7:00~13:00(4カ所)

(単位:人)

名称	定員	実数
ながやま保育園	120	135

保育時間
 平日(通常) 8:30~16:00
 (延長) 7:00~19:00
 土曜(通常) 8:30~11:30
 (延長) 7:00~16:00

(単位:人)

町全体	定員	実数
町全体	735	534

公立保育所は現行どおり新市に引き継ぐものとする。

公立保育所における平日の通常保育時間は午前8時から午後4時までとし、保護者の要望に応じて午前7時から午後7時までの範囲で、新市において延長保育を実施する。
 また、土曜日の保育時間は午前8時から午前12時までとし、保護者の要望に応じて午前7時から午後1時までの範囲で、新市において延長保育を実施する。

通園バスについては現行のとおり新市に引き継ぐ。

へき地保育所事業
 なし

(単位:人)

名称	定員	実数
納淵保育所	30	14
合計	30	14

保育料月額 12,000円

なし

なし

なし

現行のとおり新市に引き継ぐ。

障害児保育事業	実施保育所 公立 こばと保育所 なるき保育所 八王子保育所 私立 実施なし 職員の加配 おおむね 1対1	実施保育所 公立 川原保育所 長田保育所 竜門保育所 鞆淵保育所 私立 粉河保育園 職員の加配 おおむね 1対1	実施保育所 公立 名手保育所 職員の加配 おおむね 1対1	実施保育所 公立 安楽川保育所 調月保育所 職員の加配 おおむね 1対1	実施保育所 公立 中貴志保育所 東貴志保育所 西貴志保育所 丸栖保育所 私立 実施なし 職員の加配 おおむね 1対1	公立保育所で実施する障害児保育事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
乳幼児保育促進事業	実施保育所 こばと保育所 私立れもん保育園 入所要件（年齢） 生後3カ月以上の乳幼児	実施保育所 私立粉河保育園 入所要件（年齢） 生後10カ月以上の乳幼児	実施保育所 名手保育所 （平成18年度から事業開始予定） 入所要件（年齢） 生後6カ月以上の乳幼児（予定）	実施保育所 安楽川保育所 （平成17年度から事業開始予定） 入所要件（年齢） 未定	実施保育所 私立ながやま保育園 入所要件（年齢） 生後4カ月以上の乳幼児	公立保育所で実施する乳幼児保育促進事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
延長保育促進事業	実施保育所 私立れもん保育園 開所時間 午前7：30～午後8：00 自己負担 30分以内 200円 60分以内 400円	実施保育所 私立粉河保育園 開所時間 午前7：00～午後7：00 自己負担 なし	実施保育所 名手保育所 開所時間 午前7：00～午後7：00 自己負担 なし	実施保育所 安楽川保育所 （平成17年度から事業開始予定） 開所時間 未定 自己負担 なし	実施保育所 私立ながやま保育園 開所時間 午前7：00～午後7：00 自己負担 なし	公立保育所で実施する延長保育促進事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
一時保育促進事業	実施保育所 私立れもん保育園 （受け入れ1歳6カ月以上） 利用料金（保育料） 2,000円/日 1歳以上	実施保育所 全保育所 （公立4園・私立1園） 利用料金（保育料） 320円/日 3歳未満 （米代、午前・午後おやつ） 230円/日 3歳以上 （米持参・午後のおやつ）	該当無し	実施保育所 安楽川保育所 （平成17年度から事業開始予定）	実施保育所 私立ながやま保育園 利用料金（保育料） 1,800円/日	公立保育所で実施する一時保育促進事業は、利用要件等を調整し新市において実施するものとする。 なお、利用料金は補助基準額に基づき調整する。
地域子育て支援センター事業	実施保育所 保育所未定（公立） （平成20年度から事業開始予定）	実施保育所 該当無し	実施保育所 名手保育所 （平成18年度から事業開始予定）	実施保育所 安楽川保育所 （平成17年度から事業開始予定）	実施保育所 私立ながやま保育園 事業内容 1．育児不安等についての相談指導 2．子育てサークル等の育成・支援 実施日時等 毎月2回（主として土曜日） 子育て相談は随時実施（電話での相談も可） 利用料 無料（材料費は別）	名手保育所及び安楽川保育所については、新市において実施する方向で調整する。

広域入所制度	実施状況 受入 22名 (平成15年度) 依頼 2名	実施状況 受入 (平成15年度) 依頼 (参考) 受入 6名 (平成14年度) 依頼	実施状況 受入 3名 (平成15年度) 依頼	実施状況 受入 2名 (平成15年度) 依頼 9名	実施状況 受入 1名 (平成15年度) 依頼 3名	現行どおり新市に引き継ぐ。
民間保育所運営補助金	補助対象 れもん保育園 補助理由・目的 補助金の額 なし	補助対象 粉河保育園 補助理由・目的 保育所運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため補助金を交付するものとする。 補助金の額 年間 7,200,000円 (H16)	補助対象 該当なし	補助対象 該当なし	補助対象 ながやま保育園 補助理由・目的 保育所運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため補助金を交付するものとする。 補助金の額 年間 1,600,000円 (H16)	合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。
幼児教育振興運営事業	該当なし	町内保育所幼稚園の保護者によるソフトバレーボール大会及び子育て等の講演会	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
保育所保護者会連合会	保護者会 3保育所 (公立3) 総会 年1回 補助金 なし	保護者会 5保育所・園 (公立4、私立1) 総会 年1回 補助金 なし	保護者会 3保育所 (公立3) 総会 年2回 補助金 なし	保護者会 2保育所 (公立2) 総会 年2回 補助金 なし	保護者会 5保育所・園 (公立4、私立1) 総会 年1回 補助金 8,000円/年・1保護者会	保護者会については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整する。 保護者会への補助金については、合併時に廃止する。
給食	方式 自園式 献立の作成 各保育所給食職員が集まって1カ月の献立を作成している。 栄養士の有無 管理栄養士の資格有り (こばと保育所1名)	方式 自園式 献立の作成 給食関係職員 (町栄養士、各保育所調理師) が月1回献立会を開き作成 栄養士の有無 町 (福祉課) で1名	方式 自園式 献立の作成 給食関係職員が月2回程度献立会を開き作成 栄養士の有無 町で保育所専用栄養士1名を任用	方式 自園式 献立の作成 各保育所ごとに給食職員が1カ月の献立を作成し、栄養士が確認している。 栄養士の有無 給食職員4名の内2名栄養士の資格有り。	方式 自園式 献立の作成 各保育所給食職員 (1名栄養士の資格有り) が集まって1カ月の献立を作成している。 栄養士の有無 給食職員4名の内1名栄養士の資格有り。献立作成及び調理指導について栄養士1名と委託契約	現行どおり自園方式とする。

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 高齢者保健福祉計画については、平成 17 年度までは現行の計画を存続し、平成 18 年度に統一する。</p> <p>(2) 介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業を基に調整し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(3) 住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 敬老会については対象者を統一し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 敬老祝金等の支給については、制度を再編し新市において引き続き実施する。</p> <p>(6) 国及び県の制度に基づき 5 町すべてが実施している事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(7) 重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施する。</p>

平成 16 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	高齢者福祉事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 高齢者保健福祉計画については、平成 17 年度までは現行の計画を存続し、平成 18 年度に統一する。 (2) 介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業を基に調整し、新市において引き続き実施する。 (3) 住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止する。 (4) 敬老会については対象者を統一し、新市において引き続き実施する。 (5) 敬老祝金等の支給については、制度を再編し新市において引き続き実施する。 (6) 国及び県の制度に基づき 5 町すべてが実施している事業については、新市において引き続き実施する。 (7) 重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画	1. 策定組織名 打田町介護保険事業計画作成委員会	1. 策定組織名 粉河町介護保険事業計画等作成委員会	1. 策定組織名 那賀町老人保険福祉計画作成委員会	1. 策定組織名 桃山町介護保険事業計画等作成委員会	1. 策定組織名 貴志川町介護保険事業計画等作成委員会	平成 17 年度までは現行の計画を存続し、平成 18 年度に統一する
	2. 策定委員数 16 名	2. 策定委員数 12 名	2. 策定委員数 15 名	2. 策定委員数 14 名	2. 策定委員数 12 名	
	3. 策定委員構成 学識経験者代表 保健医療関係者代表 福祉関係者代表 被保険者代表	3. 策定委員構成 学識経験者 保健医療関係者 福祉関係者 被保険者代表	3. 策定委員構成 学識経験者 保健医療関係者 福祉関係者 被保険者代表 費用負担関係者	3. 策定委員構成 学識経験者 保健医療関係者 福祉関係者 被保険者代表 費用負担者 行政機関の職員	3. 策定委員構成 議会関係者 保健医療関係者 福祉関係者 被保険者代表 費用負担者	
	4. 計画期間 5 力年計画	4. 計画期間 左記に同じ	4. 計画期間 左記に同じ	4. 計画期間 左記に同じ	4. 計画期間 左記に同じ	
	5. 計画の見直し 3 年ごと	5. 計画の見直し 左記に同じ	5. 計画の見直し 左記に同じ	5. 計画の見直し 左記に同じ	5. 計画の見直し 左記に同じ	
	6. 次期計画 平成 18 年度から	6. 次期計画 左記に同じ	6. 次期計画 左記に同じ	6. 次期計画 左記に同じ	6. 次期計画 左記に同じ	

<p>外出支援事業</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の者で、心身の障害及び傷病等の理由により臥床又は車椅子を利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者又は、ストレッチャー車及び車いすを利用しなければ移送できない者とする。</p> <p>2. 事業内容 居宅と生きがい活動支援通所事業及び生活管理指導短期宿泊事業との間を送迎、医療機関などの間を送迎する。</p> <p>3. 事業委託先・場所 社会福祉協議会、皆楽園</p> <p>4. 委託料 町内 1,840 円 郡内（町内除く） 3,680 円 郡外 5,000 円</p> <p>5. 利用料 委託料の 1 割</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臨床している者又は車椅子を利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>2. 事業内容 介護予防、生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を移送する。</p> <p>3. 事業委託先・場所 社会福祉法人 高陽会</p> <p>4. 委託料 町内 1,240 円 打田・那賀・桃山の各町 2,100 円 貴志川・岩出の各町 4,020 円 伊都郡・和歌山・橋本の両市 5,000 円</p> <p>5. 利用料（委託先による直接徴収） 委託料の 1 割</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の老衰心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者であって、一般の交通機関を利用する事が困難な者で那賀町生きがい活動支援通所事業を利用する者とする。</p> <p>2. 事業内容 移送車両により利用者の在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所などの間を送迎</p> <p>3. 事業委託先・場所 社会福祉法人 光荣会 社会福祉法人 高陽会</p> <p>4. 委託料 1,200 円（一律）「町内のみ」 ・医療機関への送迎は実施していない。</p> <p>5. 利用料 委託料の 1 割</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の在宅高齢者で、要介護認定の結果、要支援又は要介護 1 から 5 に認定された者のうち、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>2. 事業内容 居宅と医療機関（郡内・隣接市町村）の間の送迎</p> <p>3. 事業委託先・場所 社会福祉法人聖アンナ福祉会</p> <p>4. 委託料 町内 1,840 円 郡内（町内除く） 3,680 円 隣接の郡外 5,000 円</p> <p>5. 利用料 委託料の 1 割</p>	<p>合併時まで一元化を図り新市において引き続き実施する。</p>
<p>寝具類等洗濯乾燥消毒サービス</p>	<p>1. 対象者 寝具洗濯乾燥等が困難な 65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯・心身の障害及び傷病等の理由により寝たきりの状態にある 65 歳以上の高齢者</p> <p>2. サービス内容 老衰、心身の障害及び傷病等理由により寝具類等の衛生管理が困難な者に対し洗濯、乾燥、消毒を行う。</p> <p>3. 負担金 なし</p> <p>4. 委託先 社会福祉法人 桃の木会</p> <p>5. 委託料 6,300 円 / 回</p> <p>6. 利用料 なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯等に属する高齢者等</p> <p>2. サービス内容 寝具（掛け布団、敷き布団、毛布の各 1 枚を一式）の洗濯・乾燥・消毒を年 2 回行う</p> <p>3. 負担金 なし</p> <p>4. 委託先 社会福祉法人 桃の木会</p> <p>5. 委託料 6,300 円 / 回</p> <p>6. 利用料 なし</p>	<p>1. 対象者 寝具洗濯乾燥等が困難なおおむね 65 歳以上の単身老人、老衰、心身の障害及び傷病等により臥床している老人並びに重度身体障害者</p> <p>2. サービス内容 寝具の洗濯（年 2 回以内） 乾燥・消毒（年 6 回以内）</p> <p>3. 負担金 なし</p> <p>4. 委託先 貴志川聖アンナの家 （乾燥・消毒） 社会福祉法人 桃の木会 （洗濯乾燥消毒）</p> <p>5. 委託料 洗濯乾燥消毒 6300 円 / 回 乾燥消毒 2200 円 / 回</p> <p>6. 利用料 なし</p>	<p>貴志川町の例により、新市において実施する。</p>

配食サービス	<p>1. 対象者 町内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者</p> <p>2. 委託先 社会福祉法人 皆楽園</p> <p>3. 委託料 1食 650 円 / 日 (週 3 回)</p> <p>4. 利用料 1食 350 円</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者</p> <p>2. 委託先 社会福祉法人 高陽会</p> <p>3. 委託料 1食 650 円 / 日 (週 5 回)</p> <p>4. 利用料 1食 350 円</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯であって傷病等の理由により調理が困難な者</p> <p>2. 委託先 社会福祉法人 高陽会</p> <p>3. 委託料 1食 650 円 / 日 (週 3 回以内)</p> <p>4. 利用料 1食 350 円</p>	社会福祉協議会に委託	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、自立支援の立場からサービスを利用することが適正であると町長が認めたものとする。</p> <p>2. 委託先 社会福祉法人 聖アンナ福祉会</p> <p>3. 委託料 1食 650 円 / 日 (週 5 回以内)</p> <p>4. 利用料 1食 350 円</p>	粉河町の例により、新市において実施する。
住宅改修支援事業	<p>1. 支給要件 介護支援専門員等、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる。住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係わる理由書を作成した場合</p> <p>2. 助成額 1 件当たり 2,000 円を助成する。</p>	該当なし	<p>1. 支給要件 住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給申請にかかわる理由書を作成した場合</p> <p>2. 助成額 1 件当たり 2,000 円を助成する。</p>	<p>1. 支給要件 介護支援専門員等、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる。住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係わる理由書を作成した場合</p> <p>2. 助成額 左記に同じ</p>	<p>1. 支給要件 福祉住環境コーディネーター等、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる。住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係わる理由書を作成した場合</p> <p>2. 助成額 左記に同じ</p>	合併時に廃止する。
緊急通報装置貸与事業	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、並びに一人暮らしの重度障害者であって、生計中心者が前年所得税非課税世帯</p> <p>2. 協力体制 緊急通報時に協力員の 3 人の家に連絡がはいる連携体制になっている。</p> <p>3. 取付委託先 セコム株式会社</p> <p>4. 委託料 (一人当たり) 3,150 円 / 月</p> <p>5. 利用者数 80 名</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者</p> <p>2. 協力体制 緊急通報時、協力員や民生委員による連携体制をとっている。</p> <p>3. 取付委託先 セコム株式会社</p> <p>4. 委託料 (一人当たり) 2,940 円 / 月</p> <p>5. 利用者数 47 名</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯</p> <p>2. 協力体制 緊急通報時、協力員や民生委員による連携体制をとっている。</p> <p>3. 取付委託先 セコム株式会社</p> <p>4. 委託料 (一人当たり) 3,150 円 / 月</p> <p>5. 利用者数 60 名</p>	<p>1. 対象者 概ね 65 歳以上のひとり暮らしの老人・寝たきり老人を抱える高齢者夫婦世帯等で介護者が病弱である場合又は日中のみ介護者の不在等によりひとり暮らし老人となる場合・ひとり暮らしの重度障害者等)</p> <p>2. 協力体制 緊急通報時に協力員の 3 人の家に連絡がはいる連携体制になっている。</p> <p>3. 取付委託先 総合警備保障株式会社</p> <p>4. 委託料 (一人当たり) 3,150 円 / 月</p> <p>5. 利用者数 61 名</p>	<p>1. 対象者 (1)おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人 (2)ひとり暮らしの重度心身障害者等 (3)65 歳以上の老人夫婦 (4)65 歳以上の昼間ひとり暮らしの老人 (5)その他町長が必要と認める者</p> <p>2. 協力体制 緊急通報時、警備会社・近隣協力員 (2 人)・民生委員、消防による連携体制をとっている。</p> <p>3. 取付委託先 セコム株式会社</p> <p>4. 委託料 (一人当たり) 3,150 円 / 月</p> <p>5. 利用者数 126 名</p>	貴志川町の例により、新市において実施する。

寝たきり防止事業	該当なし	該当なし	<p>1. 対象者 高齢者で要介護認定を必要としない者</p> <p>2. 事業内容 ・転倒骨折予防教室の開催（毎月第1水曜日） ・生活環境・習慣の改善 ・アクティビティサービスの実施 ・痴呆介護教室の開催 ・自立支援教室の開催（たけのこ会）</p>	該当なし	該当なし	那賀町の例により、新市において実施する。
寝たきり老人見舞金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 対象者 寝たきりの老人 （民生児童委員の調査による）</p> <p>2. 目的 在宅の寝たきり老人に対して見舞金を支給する。</p> <p>3. 見舞金の額 10,000 円</p> <p>4. 見舞金支給の時期 毎年 11 月</p>	合併時に廃止する。
紙おむつ支給事業	<p>1. 対象者 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護 1 から要介護 5 と判定された常時失禁状態の者がいる所得税非課税世帯</p> <p>2. 支給額 年額一人当たり上限 55,000 円</p> <p>3. 支給方法 1 年分支給額の紙おむつを分割して支給</p>	<p>1. 対象者 要介護状態で常時失禁状態にある在宅の 65 歳以上の高齢者、所得税非課税世帯である者</p> <p>2. 支給額 55,000 円</p> <p>3. 支給方法 年 2 回</p>	<p>1. 対象者 左記に同じ</p> <p>2. 支給額 左記に同じ</p> <p>3. 支給方法 左記に同じ</p>	<p>1. 対象者 要介護認定で要介護 4・5 と判定された在宅高齢者で、町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族</p> <p>要介護認定で要介護 4・5 以外の要介護状態で、常時失禁状態の在宅高齢者がいる所得税非課税世帯</p> <p>上記以外のもの</p> <p>2. 支給額 現物支給 ・ の対象者 55,000 円/年間 の対象者 27,000 円相当/年間 ただし、住民税が均等割のみの課税世帯は、2,250 円の負担が必要 均等割・所得割の両方課税世帯は 2,900 円の負担が必要</p> <p>3. 支給方法 委託業者による現物配送</p>	家族介護用品支給事業で対応	桃山町の例により、新市において実施する。

高齢者サービス調整チーム	<p>1. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の社会生活ニーズの把握 ・解決(維持)目標や結果をもとにケア内容検討 ・市町村保健福祉サービスの調整 ・各種保健福祉サービスの存在 ・利用方法等に関する情報交換 <p>2. 事業主体 打田町</p> <p>3. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉課長 ・福祉施設代表者 ・在宅介護支援センター代表 ・居宅介護支援事業所代表 ・各種サービス提供責任者 ・保健担当職員 ・福祉担当職員 <p>4. 開催回数 2ヶ月に1回程度</p>	<p>1. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、ホームヘルパーの訪問、相談活動を通じて高齢者のニーズの把握。 ・具体的処遇方策の確立 ・各種サービス内容の検討と要請 <p>2. 事業主体 粉河町</p> <p>3. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉課長 ・医師 ・老人福祉施設長 ・民生委員 ・保健師 ・ボランティア ・ホームヘルパー ・社会福祉協議会事務局 ・老人福祉医療担当者 ・在宅介護支援センター <p>4. 開催回数 月1回</p>	<p>1. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者のニーズの把握及び具体的処遇策の検討と要請 <p>2. 事業主体 那賀町</p> <p>3. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者レベル構成委員 責任者レベル構成委員 <p>4. 開催回数 左記に同じ</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健師、ホームヘルパー、民生委員等の訪問、相談活動等を通じての高齢者のニーズの把握を行うこと。 (2) 高齢者の健康状況、経済状況、家庭環境等を踏まえた具体的処遇方策の確立を行うこと。 (3) 関係サービス提供機関へのサービス提供の要請を行うこと。 (4) 前3号のほか、地域の実情に合わせて、前項の目的のための事業を行うこと。 <p>2. 事業主体 貴志川町</p> <p>3. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉担当課長 ・老人福祉担当者 ・老人ホームヘルパー ・身体障害者ホームヘルパー ・保健衛生担当者 ・保健師及び岩出保健所保健師 ・医師会代表 ・町社会福祉協議会理事代表 ・町民生委員協議会総務副総務 ・町社会福祉協議会事務局長 ・特別養護老人ホーム 貴志川聖アンナの家職員 ・老人クラブ代表 ・その他高齢者サービス総合調整推進のために必要と認められる者 <p>4. 開催回数 必要に応じ随時開催</p>	<p>合併時に廃止する。</p>
--------------	---	---	---	-------------	--	------------------

敬老行事	<p>1. 対象者 当該年 9 月 15 日現在で満 70 歳以上の町内に在住している者</p> <p>2. 事業内容 ・長寿祝品 71 歳以上・70 歳到達者に配布</p> <p>・100 歳以上 町長訪問</p> <p>・長寿祝金 5,000 円(80 歳以上)</p> <p>・いきいきふれ愛の集いを開催(演芸等)</p> <p>3. 事業委託先 株式会社 テレビ和歌山 (平成 15 年度)</p> <p>4. 敬老行事委託料 3,622,500 円</p> <p>5. 敬老年金 満 80 歳以上の者に対して 5,000 円支給</p> <p>6. 敬老行事記念品 70 歳到達者 1500 円程度の品 71 歳以上 1500 円程度の品</p>	<p>1. 対象者 満 80 歳以上町内在住者</p> <p>2. 事業内容 ・満 80 歳以上 (祝金)</p> <p>・満 90 歳以上 (祝金) (町長訪問)</p> <p>・満 100 歳 百寿の祝 (祝金 町長訪問)</p> <p>・満 101 歳以上 長寿の祝 (祝金 町長訪問)</p> <p>3. 事業委託先 なし</p> <p>4. 敬老行事委託料 なし</p> <p>5. 敬老年金 なし</p> <p>6. 敬老行事記念品 100 歳 150,000 円程度のもの 101 歳以上 10,000 円程度のもの</p>	<p>1. 対象者 当該年の 9 月 15 日現在で満 70 歳以上の町内在住者</p> <p>2. 事業内容 那賀町総合センター大会議室で那賀町老人福祉大会を開催し、第 1 部においては式典を行い、第 2 部においては、アトラクションを行う。</p> <p>3. 事業委託先 有田市 T・T プラニング</p> <p>4. 敬老行事委託料 1,000,000 円</p> <p>5. 敬老年金 なし</p> <p>6. 敬老行事記念品 70 歳以上 1,500 円程度の品 80 歳到達 年輪クラブ連合会から傘 88 歳以上 3,000 円程度の品</p>	<p>1. 対象者 当該年 12 月 31 日現在で満 70 歳以上の町内に在住している者</p> <p>2. 事業内容 ・高齢者福祉大会の開催・記念品の贈呈</p> <p>・長寿祝金 80~84 歳 5,000 円 85~99 歳 10,000 円 100 歳以上 30,000 円 90 歳以上町内者 町長訪問</p> <p>3. 事業委託先 なし</p> <p>4. 敬老行事委託料 なし</p> <p>5. 敬老年金 なし</p> <p>6. 敬老行事記念品 対象者全員 1,000 円程度の記念品 表彰関係 5,000~10,000 円程度の品</p>	<p>1. 対象者 当該年 9 月 15 日現在で 69 歳以上の町内に在住している者</p> <p>2. 事業内容 自治区等 14 の会場に分かれて行う。内容は会場によって異なるが、会食・カラオケ・懇親会等</p> <p>・69 歳の方 敬老記念品・饅頭</p> <p>・70~74 歳の方 敬老記念品</p> <p>・75 歳以上の方 敬老記念品 長寿祝金</p> <p>・95 歳以上の方 町長訪問</p> <p>3. 事業委託先 各自治区</p> <p>4. 敬老行事委託料 1 人あたり 1,500 円</p> <p>5. 敬老年金 75 歳以上の方に 3,000 円支給</p> <p>6. 敬老行事記念品 69 歳のみ 700 円の饅頭 70 歳以上 1,500 円程度のもの 95 歳以上 10,000 円程度のもの</p>	<p>対象者は 70 歳以上とし、実施方法については、新市において調整する。</p>
新 100 歳長寿の祝い	<p>1. 対象者 年度内に新たに 100 歳に到達する者および 100 歳以上の者</p> <p>2. 事業内容 敬老の日の行事にあわせて実施</p> <p>3. 記念品 15,000 円程度の品</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 年度内に満 100 歳に到達する者で町内に住所を有する者</p> <p>2. 事業内容 老人福祉大会の行事に併せて実施。</p> <p>3. 記念品 町長が自宅を訪問して記念品及び祝い金を手渡しする</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 本町に引き続き 5 年以上住所を有する満 100 歳の者に対して行う。</p> <p>2. 事業内容 住民基本台帳又は外国人登録原票により支給対象者が満 100 歳に達した日にお祝いを行う。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>3. 記念品 お祝状及び祝金 300,000 円</p>	<p>対象者は年度内に満 100 歳に到達する者とし、敬老の日の行事に合わせて実施する。</p>

福祉電話基本料金補助	<p>1. 対象者 常時ひとり暮らしの老人又は、重度の身体障害者で定期的に安否の確認を必要とする者・近隣に扶養義務者がなく、他との交流が極めて少ない者・老人世帯で一人が病弱者が寝たきり老人である又は重度身体障害者世帯である者</p> <p>2. 事業内容 ひとり暮らし老人、重度身体障害者等に対する電話訪問・電話による各種の相談助言・サービスの提供・電話の貸与及び基本料金の支給</p> <p>3. 給付の限度 基本料金</p> <p>4. 自己負担額 通話料金</p> <p>5. 利用戸数 7戸</p>	該当なし	<p>1. 対象者 65歳以上のひとり暮らしの低所得者・生活保護者・身体障害者手帳1・2級</p> <p>2. 事業内容 通話料の一部を定額(月額1,740円)支給・電話機及び設置工事費は自己負担</p> <p>3. 給付の限度 上記の月額を給付限度額とする。</p> <p>4. 自己負担額 定額を超える通話料金</p> <p>5. 利用戸数 6戸</p>	該当なし	<p>1. 対象者 難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> <p>2. 事業内容 基本料金の支給</p> <p>3. 給付の限度 基本料金</p> <p>4. 自己負担額 通話料金</p> <p>5. 利用戸数 4戸</p>	打田町の例により、新市において現行の対象者に対して実施し、給付は基本料金のみとする。
在宅老人福祉事業	該当なし	該当なし	<p>1. 対象者 要介護認定を受けた者で、生計中心者の前年度所得により算出された住民税の所得割額が10,000円以下の世帯で自動車を持たない家庭。 なおかつひとり暮らし又は高齢者のみの世帯</p> <p>2. 事業内容 那賀町社会福祉協議会のホームヘルパー派遣対象者で通院介助を必要とする場合に限り交通費の一部を助成する事業</p>	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。

重複・頻回受診者訪問指導事業	<p>1. 目的 重複・頻回受診者に対して保健師を派遣し、適正受診、保健福祉サービスの利用を促すことにより、外来医療費を適正化</p> <p>2. 対象者（重複）</p> <p>3. 対象者（頻回）</p> <p>4. 事業内容 現在、データバンク事業にてシステム構築中。対象者の選定等今後検討</p>	<p>1. 目的 重複・頻回受診者に対して保健師を派遣し、適正受診、保健福祉サービスの利用を促すことにより、外来医療費を適正化</p> <p>2. 対象者（重複） 同一診療科にて同一月に2枚以上のレセプトを2ヵ月以上有する者</p> <p>3. 対象者（頻回）</p> <p>4. 事業内容 国保連合会で出力された重複・多受診参考リストを基に指導対象者を抽出し、保健師の訪問指導により、医療費の適正化を図る。</p>	該当なし	該当なし	<p>1. 目的 重複・頻回受診者に対して保健師を派遣し、適正受診、保健福祉サービスの利用を促すことにより、外来医療費を適正化</p> <p>2. 対象者（重複） 同一診療科にて同一月に2枚以上のレセプトを6ヵ月以上有する者</p> <p>3. 対象者（頻回） 頻回受診者のみなし</p> <p>4. 事業内容 国保連合会の重複・多受診システムにより対象者選出・レセプト確認・訪問指導・記録及び報告</p>	新市において引き続き実施する。
老人医療費の助成	<p>1. 目的 老人に対し医療費の支給を行い、もって健康の確保と老人の福祉向上に寄与する。</p> <p>2. 対象者 本町に住所を有する67歳以上70歳未満の者で、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者 生活保護法（昭和25年法律第144号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）その他の法令等により医療費の給付の全部を受けることができる者は除く。</p> <p>3. 医療費助成の範囲 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、対象者が負担する費用から老人保健法で定める一部負担金を控除した費用</p> <p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・県内 現物給付 ・県外 現金給付</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日の属する月の初日から起算して1年以内</p> <p>6. 支給制限 所得制限なし（ただし、昭和10年8月1日生まれ以降のものについては支給制限有り）</p>	<p>1. 目的 医療費の助成により老人の保健及び福祉の増進を図る。</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 診療月の属する月の初日から起算して2年以内</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 医療費の支給を行い、心身の健康と老人福祉向上を図る。</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日の属する月の初日から起算して6ヶ月以内</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 医療費を支給することにより、老人の健康と福祉増進に寄与する。</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療費の請求の時効は、診療日の属する月の1日から起算して6ヶ月とする。</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 高齢者に対し、医療費の支給を行い、健康の確保と老人の福祉向上に寄与</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日の属する月の初日から起算して6ヶ月以内</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	新市において引き続き実施する。なお、支払申請期限については、医療に関する給付を受けた日の属する月の初日から起算して2年以内とする。

協議第 29 号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 障害者基本計画については、平成 17 年度までは現行の計画を存続し、平成 18 年度に統一し策定する。</p> <p>(2) 訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 福祉タクシーについては、新市において、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券 20 枚、又は燃料券（5 リットル）10 枚とする。</p> <p>(4) 障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 難病患者日常生活用具の給付については、粉河町の例により新市において実施する。</p> <p>(6) 難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施する。</p> <p>(7) 国及び県の制度に基づく事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(8) 身体障害者医療費の助成（町単独事業）については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例とし、支払申請期限は打田町の例による。</p> <p>(9) 重度障害者等医療費の助成、更生医療の給付及び育成医療の給付については、新市においても引き続き実施する。</p>

平成 16 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 障害者基本計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一し策定する。 (2) 訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止する。 (3) 福祉タクシーについては、新市において、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券20枚、又は燃料券(5リットル)10枚とする。 (4) 障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりとする。 (5) 難病患者日常生活用具の給付については、粉河町の例により新市において実施する。 (6) 難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施する。 (7) 国及び県の制度に基づく事業については、新市において引き続き実施する。 (8) 身体障害者医療費の助成(町単独事業)については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例とし、支払申請期限は打田町の例による。 (9) 重度障害者等医療費の助成、更生医療の給付及び育成医療の給付については、新市においても引き続き実施する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
障害者基本計画	名 称：障害者計画 目 的：障害者一人ひとりがその人権を尊重され、生涯を通じて安心して文化的な生活を送ることができるよう、福祉・保健・医療はもとより教育・雇用・社会基盤などの多くの分野にわたって、今後の障害者施策を進めていくための指針として策定 目標年次：平成13年3月から5年間	名 称：障害者保健福祉計画 目 的：完全参加と平等の実現を目指し、総合的に障害者施策を推進することを目的に策定 目標年次：平成12年3月から5年間	名 称：障害者計画 目 的：和歌山県の計画を基本としながら各施策を総合的・体系的にまとめ、障害者が主体的に生きがいを持って安心して生活できる福祉のまちを実現することを目的に策定 目標年次：平成14年度から5年間	名 称：障害者基本計画 目 的：完全参加と平等の実現を目指し、総合的に障害者施策を推進することを目的に策定 目標年次：平成15年度から5年間	名 称：総合保健福祉計画 目 的：町民の保健福祉サービスの提供を推進し総合的に策定する。 目標年次：平成12年度から11年間	平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一し策定する。
障害者訪問入浴サービス	該当なし	1. 対象者 65歳以上の高齢者及び身体障害者等で臥床している者 2. 目的 居宅において介護なしで入浴できない者に対して、入浴サービスを提供することにより衛生的な生活を送れるようにする。 3. 内容 対象者宅を訪問し、入浴サービスを提供する。 4. 事業委託先 社会福祉法人 高陽園 5. 委託料 12,500円/回 6. 利用料 原材料費実費負担(委託先で直接徴収)	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。

福祉タクシー	<p>1. 対象者 4月1日を基準日とし本町に住所を有している身障手帳1・2級、療育手帳最重度の者</p> <p>2. 目的 助成をすることにより重度身体障害者（児）の福祉の増進を図る。</p> <p>3. タクシー券等交付枚数 タクシー利用券10枚綴り1冊又は燃料費助成券5リッター券10枚綴り一冊のいずれかを選択</p> <p>4. 利用方法 タクシー利用時利用券1枚を提出するとともに利用料金から基本料金（550円）相当額を控除した額を対象者が業者に支払う。 また、自動車燃料券の場合は給油時に1枚から10枚まで自由に利用でき限度を超えた額については本人が業者に支払う。</p> <p>5. 申請及び決定 町から事前に対象者に指定の申請書を送付し、町長宛に申請書を提出してもらい、審査の上利用券を交付するものとする。</p>	<p>1. 対象者 身体障害者1・2級所持者療育手帳A1・A2所持者</p> <p>2. 目的 重度心身障害（児）者の社会参加による行動範囲の拡大を図る為、タクシーの利用料金の一部を助成し、もって重度心身障害（児）者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>3. タクシー券等交付枚数 1人10枚</p> <p>4. 利用方法 タクシーの利用1回につき、福祉タクシー利用券1枚を提出するとともに基本料金相当額控除した額を対象者が支払う。</p> <p>5. 申請及び決定 指定の申請書に必要事項を記入して町長に申請し、審査の上、対象者と認められた時は利用券を交付</p>	<p>1. 対象者 本町に住所を有し、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害福祉手帳1,2級の交付を受けた者</p> <p>2. 目的 重度の障害者等の社会参加による行動範囲の拡大を図り、福祉の増進に資すること</p> <p>3. タクシー券等交付枚数 1人10枚（年間）</p> <p>4. 利用方法 福祉タクシー券1枚を提出するとともに利用料金から基本料金相当額を控除した額を対象者が支払う。</p> <p>5. 申請及び決定 指定の申請書に必要事項を記入し、町長に提出し、審査の上、対象者と認められた時は利用券を交付する。</p>	<p>1. 対象者 本町に住所を有する身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けた者</p> <p>2. 目的 重度心身障害者（児）の社会参加による行動範囲の拡大を図るため</p> <p>3. タクシー券等交付枚数 1人20回（年間）</p> <p>4. 利用方法 協力機関の福祉タクシーを利用した場合、福祉タクシー利用券1枚を提出するとともに利用料金から基本料金相当額を控除した額を対象者が支払う。</p> <p>5. 申請及び決定 指定の申請書に必要事項を記入の上、町長に申請し、審査の上対象者と認められた時は利用券を交付</p>	<p>1. 対象者 本町に住所を有する身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けた者</p> <p>2. 目的 重度身体障害（児）者の福祉の増進に資すること</p> <p>3. タクシー券等交付枚数 1人10回（年間）</p> <p>4. 利用方法 福祉タクシー利用券1枚を提出するとともに利用料金から基本料金相当額控除した額を対象者が支払う。</p> <p>5. 申請及び決定 指定の申請書に必要事項を記入し、町長に申請し、審査の上対象者と認められた時は利用券を交付する。</p>	<p>新市においては、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券20枚、又は燃料券（5リットル）10枚とする。</p>
--------	---	---	---	--	--	--

障害者有料道路通行料金割引	<p>1. 対象者及び対象自動車 (1) 身体障害者自らが自動車を運転する場合 対象者：身体障害者手帳所持者 対象自動車：身体障害者自らが運転する自動車</p> <p>(2) 介護者が自動車を運転する場合 対象者：重度の身体障害者 (手帳所持者第1種身体障害者) 重度の知的障害者 (療育手帳A) 障害者が乗車し、その介護者が運転する自動車</p> <p>いずれも障害者1人につき1台に限る。</p> <p>2. 目的 移動すること等社会生活に関して相当のハンディキャップを負う障害者の自立と社会経済活動への参加を支援するため</p> <p>3. 申請及び交付 対象者又は同居の介護者による申請書の提出に基づき、身障手帳又は療育手帳に必要な事項を記入の上、交付する。</p>	<p>1. 対象者及び対象自動車 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 申請及び交付 左記に同じ</p>	<p>1. 対象者及び対象自動車 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 申請及び交付 左記に同じ</p>	<p>1. 対象者及び対象自動車 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 申請及び交付 左記に同じ</p>	<p>1. 対象者及び対象自動車 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 申請及び交付 左記に同じ</p>	現行のとおりとする。
---------------	---	---	---	---	---	------------

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">難病患者日常生活用具給付事業</p>	<p>1. 対象者 厚生労働省科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者のうち、</p> <p>(1) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師に判断される者 (2) 老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法等の対象とならない者</p> <p>2. 目的 在宅の難病患者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜をはかり、もって、当該難病者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>3. 申請 申請書による申請及び診断書の提出</p> <p>4. 決定 申請に基づき、調査書を作成し、用具の給付等の適否と負担金の決定を行い、日常生活用具給付券を交付する。</p> <p>5. 自己負担金 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、その負担能力に応じて費用の一部を直接業者に支払う。その費用の基準は、その世帯の前年の所得税額等による階層区分によって決まる費用徴収基準月額により算定する。</p>	<p>1. 対象者 日常生活に支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする難病患者等であって(1)～(3)の要件を満たす者</p> <p>(1) 特定疾患対策研究事業の対象疾患(118疾患)患者及び慢性関節リウマチ患者 (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者 (3) 老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法等の対象とならない者</p> <p>2. 目的 日常生活用具を給付する事により、日常生活の便宜を図る。</p> <p>3. 申請 申請書により申請</p> <p>4. 決定 申請に基づき、診断書を基にその必要性を検討し、出来る限り速やかに便宜の供与の要否を決定する。</p> <p>5. 自己負担金 利用者の属する世帯の生計中心者は、費用の基準により費用の一部又は全部を負担する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 対象者 日常生活に支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする難病患者等であって(1)～(3)の要件を満たす者</p> <p>(1) 特定疾患対策研究事業の対象疾患(118疾患)患者及び慢性関節リウマチ患者 (2) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者 (3) 老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法等の対象とならない者</p> <p>2. 目的 日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る。</p> <p>3. 申請 申請書により申請</p> <p>4. 決定 申請に基づき、調査書を作成し、用具の給付等の適否と負担金の決定を行い、日常生活用具給付券を交付する。</p> <p>5. 自己負担金 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、その負担能力に応じて費用の一部を直接業者に支払う。その費用の基準は、その世帯の前年の所得税額等による階層区分によって決まる費用徴収基準月額により算定する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>粉河町の例により、新市において実施する。</p>
---	---	--	-------------	---	-------------	-----------------------------

<p>該当なし</p>	<p>1. 目的 難病患者を介護している家族が、疾病等に係る理由により在宅における介護ができない場合に、一時的に老人短期入所施設、特別養護老人ホームに入所させることにより、難病患者及び家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 入所用件 介護できないため指定施設に一時的に入所させる。</p> <p>3. 入所期間 7日以内とする。</p> <p>4. 事業委託先 町長が指定した医療提供施設</p> <p>5. 委託料 国庫補助基準による出来高払</p> <p>6. 利用料 利用者は費用のうち、飲食物費相当額を負担 生活保護世帯のうち社会的理由により利用する場合は減免</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 目的 難病患者を介護している家族が、疾病等に係る理由により在宅における介護ができない場合に、一時的に施設に保護することにより、難病患者等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 入所用件 介護者が、短期入所を利用できる要件 (1) 社会的理由(疾病・出産・冠婚葬祭・事故・災害・失踪・出張・転勤・看護、学校等の公的行事への参加等) (2) 私的理由により難病患者等がその居宅において介護を受けることができない場合</p> <p>3. 入所期間 期間は継続して7日以内 やむを得ない事情にあるときは必要最小限の範囲で再認定を妨げない。</p> <p>4. 事業委託先 町長が指定した医療提供施設</p> <p>5. 委託料 国庫補助基準による出来高払</p> <p>6. 利用料 利用者は費用のうち、飲食物費相当額を負担 生活保護世帯のうち社会的理由により利用する場合は減免</p>	<p>該当なし</p>	<p>桃山町の例により、新市において実施する。</p>
-------------	---	-------------	---	-------------	-----------------------------

レスパイトサービス運営事業	該当なし	<p>1. 名称 レスパイト粉河運営事業</p> <p>2. 対象者 在宅の心身障害児者であって、常時介護を必要とする満年齢7歳から満年齢55歳のもの。で設備及び職員体制等レスパイトサービスにおいて受け入れが可能な者</p> <p>3. 目的 町内に在住の身体障害者、心身障害児者、の家族に替わり一時的に養護し、その家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>4. 対象経費 飲食費相当額</p>	該当なし	該当なし	該当なし	粉河町の例により、新市において実施する。
精神障害者グループホーム助成事業	<p>1. 対象者 精神障害者であって次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが困難な者</p> <p>(2) 一定の自活能力があり数人で共同生活を送ることに支障がない者</p> <p>(3) 日常生活を維持するに足りる収入があること</p> <p>2. 目的 精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図る為に必要な福祉サービスを提供することにより、精神障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>3. 指定事業先 特になし</p>	<p>1. 対象者 精神障害者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者であること</p> <p>(2) 一定程度の自活能力があり、数人で共同生活を送ることに支障がない者</p> <p>(3) 日常生活を維持するに足りる収入があること</p> <p>2. 目的 精神障害者グループホームでの生活を希望する精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。</p> <p>3. 指定事業先 ホームあゆみ</p>	該当なし	<p>1. 対象者 精神障害者であって次の要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者</p> <p>(2) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者</p> <p>(3) 日常生活を維持するに足りる収入があること</p> <p>2. 目的 精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>3. 指定事業先 なし</p>	<p>1. 対象者 精神障害者で次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者</p> <p>(2) 一定の自活能力があり、数人で生活を送ることに支障がない者</p> <p>(3) 日常生活を維持するに足りる収入があること</p> <p>2. 目的 地域において精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>3. 指定事業先 なし</p>	新市においても引き続き実施する

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">身体障害者医療費の助成（町単独事業）</p>	<p>1. 目的 心身障害児(者)に対して医療費を支給することにより、心身障害児(者)の保健向上と福祉の増進に寄与する。</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p>	<p>対象者、医療費助成の範囲、支払い方法は桃山町の例とし、支払申請期限は打田町の例による。</p>	
	<p>2. 対象者 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>	<p>2. 対象者 ・身障手帳：3級、4級、5級、6級の児童 ・療育手帳：B1、B2 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>	<p>2. 対象者 ・身障手帳：3級 ・療育手帳：B1、B2 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>	<p>2. 対象者 ・身障手帳：3級 ・療育手帳：B1、B2 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>	<p>2. 対象者 ・身障手帳：3級 ・療育手帳：B1、B2 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>		<p>2. 対象者 ・身障手帳：3級 ・療育手帳：B1、B2 ・特別児童扶養手当：2級 ・障害年金：1級、2級 ・訪問介護：あり</p>
	<p>3. 医療費助成の範囲 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、対象者が負担する費用</p>	<p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p>	<p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p>	<p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p>	<p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p>		<p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p>
	<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・町内 現物給付 ・町外 現金給付</p>	<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・町内 現物給付 ・町外 現金給付</p>	<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・県内 現物給付 ・県外 現金給付</p>	<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・県内 現物給付 ・県外 現金給付</p>	<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・郡内 現物給付 ・郡外 現金給付</p>		<p>4. 支払方法 医療機関の所在が ・郡内 現物給付 ・郡外 現金給付</p>
	<p>5. 支払申請期限 医療給付を受けた日から起算して1年以内</p>	<p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p>	<p>5. 支払申請期限 医療給付を受けた日から起算して6カ月以内</p>	<p>5. 支払申請期限 医療費の請求の時効は、診療日の属する月の1日から起算して6カ月とする。しかし、医療に関する給付を受けた日から起算して5年以内(地方自治法による)で運用</p>	<p>5. 支払申請期限 診療日の属する月の1日から起算して6ヶ月以内</p>		<p>5. 支払申請期限 診療日の属する月の1日から起算して6ヶ月以内</p>
	<p>5. 支払申請期限 医療給付を受けた日から起算して1年以内</p>	<p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p>	<p>5. 支払申請期限 医療給付を受けた日から起算して6カ月以内</p>	<p>5. 支払申請期限 医療費の請求の時効は、診療日の属する月の1日から起算して6カ月とする。しかし、医療に関する給付を受けた日から起算して5年以内(地方自治法による)で運用</p>	<p>5. 支払申請期限 診療日の属する月の1日から起算して6ヶ月以内</p>		<p>5. 支払申請期限 診療日の属する月の1日から起算して6ヶ月以内</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重度障害者等医療の助成</p>	<p>1. 目的 重度心身障害児(者)医療費の助成</p> <p>2. 対象者 ・特別児童扶養手当の1級受給者 ・身体障害者手帳3級以上の者(3級は町民税非課税世帯入院のみ) ・療育手帳A1・A2を有する者</p> <p>医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項に該当する者。ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者又は受けることとなった者は除く。</p> <p>3. 医療費助成の範囲 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、対象者が負担する費用</p> <p>4. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内</p> <p>5. 支給制限 1) 対象者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条に規定する政令で定める額以上であるとき 2) 対象者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するものの、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条に規定する政令で定める額以上であるとき</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して6ヵ月以内</p> <p>5. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して半年以内</p> <p>5. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払申請期限 医療費の請求の時効は、診療日の属する月の1日から起算して6ヵ月とする。しかし、医療に関する給付を受けた日から起算して5年以内(地方自治法による)で運用</p> <p>5. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払申請期限 診療日の属する月の1日から起算して6ヵ月以内</p> <p>5. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>新市においても引き続き実施する。なお、支払申請期限については、打田町の例による。</p>
--	---	--	---	---	--	---

更生医療の給付	<p>1. 目的 身体障害者が更生するために医療が必要と認められるときに、更生のために必要な医療の給付を行う。</p> <p>2. 対象者 更生するために医療が必要と認められる身体障害者</p> <p>3. 給付の内容 国基準</p> <p>4. 申請 指定の申請書に、更生医療指定医師が作成した更生医療意見書、医療概算内訳を添付し提出 その提出に基づき、更生相談所に、判定を依頼する。</p> <p>5. 決定 更生相談所の判定に基づき、調査書を作成し、給付の適否と負担金の決定を行い、決定の場合、更生医療給付券を医療機関に交付する。 申請者には更生医療給付決定通知書を送付する。 却下の場合は、却下決定通知書を送付する。</p> <p>6. 負担金 当該身体障害者及びその扶養義務者は、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を医療機関に支払う。 その額は、当該身体障害者の属する世帯の前年の所得税額等による階層区分によって決まる徴収基準月額により算定</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 給付の内容 左記に同じ</p> <p>4. 申請 左記に同じ</p> <p>5. 決定 左記に同じ</p> <p>6. 負担金 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 給付の内容 左記に同じ</p> <p>4. 申請 左記に同じ</p> <p>5. 決定 左記に同じ</p> <p>6. 負担金 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 給付の内容 左記に同じ</p> <p>4. 申請 左記に同じ</p> <p>5. 決定 左記に同じ</p> <p>6. 負担金 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 給付の内容 左記に同じ</p> <p>4. 申請 左記に同じ</p> <p>5. 決定 左記に同じ</p> <p>6. 負担金 左記に同じ</p>	<p>現行のとおり新市においても引き続き実施する。</p>
---------	---	--	--	--	--	-------------------------------

育成医療の給付	1. 実施主体 和歌山県 (事業の申請・給付決定の委任を受けて町が実施)	1. 実施主体 左記に同じ	1. 実施主体 左記に同じ	1. 実施主体 左記に同じ	1. 実施主体 左記に同じ	現行のとおり新市においても引き続き実施する。	
	2. 目的 身体の障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療(育成医療)の給付を行い、又これに代えて育成医療に要する費用を支給する。	2. 目的 左記に同じ	2. 目的 左記に同じ	2. 目的 左記に同じ	2. 目的 左記に同じ		2. 目的 左記に同じ
	3. 対象者 身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患がこれを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実なる治療効果が期待しうるもの	3. 対象者 左記に同じ	3. 対象者 左記に同じ	3. 対象者 左記に同じ	3. 対象者 左記に同じ		3. 対象者 左記に同じ
	4. 給付の内容 国基準	4. 給付の内容 左記に同じ	4. 給付の内容 左記に同じ	4. 給付の内容 左記に同じ	4. 給付の内容 左記に同じ		4. 給付の内容 左記に同じ
	5. 申請 児童の保護者が、指定の申請書に、育成医療指定医師が作成した育成医療意見書を添付し提出	5. 申請 左記に同じ	5. 申請 左記に同じ	5. 申請 左記に同じ	5. 申請 左記に同じ		5. 申請 左記に同じ
	6. 決定 申請書を受理した後は、調査書を作成し、給付の可否と負担金の決定を行い、決定の場合は育成医療給付券を、給付を行わないことを決定した場合は育成医療申請不承認通知書を申請者に交付するとともに、医療機関へその旨通知する。	6. 決定 左記に同じ	6. 決定 左記に同じ	6. 決定 左記に同じ	6. 決定 左記に同じ		6. 決定 左記に同じ
7. 負担金 当該児童及びその扶養義務者は、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を医療機関に支払う。 その額は、当該児童の属する世帯の前年の所得税額等による階層区分によって決まる徴収基準月額により算定	7. 負担金 左記に同じ	7. 負担金 左記に同じ	7. 負担金 左記に同じ	7. 負担金 左記に同じ	7. 負担金 左記に同じ		
8. 県への報告 各月の決定状況を翌月の10日までに保健所長まで報告	8. 県への報告 左記に同じ	8. 県への報告 左記に同じ	8. 県への報告 左記に同じ	8. 県への報告 左記に同じ	8. 県への報告 左記に同じ		

協議第30号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	住民保健福祉部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) ひとり親家庭等児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。</p> <p>(4) 学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。</p> <p>(5) 交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止する。</p> <p>(6) ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(7) 国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものとする。 (2) ひとり親家庭等児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈については、新市においても引き続き実施する。 (3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。 (4) 学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。 (5) 交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止する。 (6) ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。 (7) 国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
町 名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
児童手当	1. 受給対象者 小学校第3学年終了前(9歳到達後最初の年度末)の児童を一人以上養育している父母等で、町内に住所があり、一定の所得未満である者 2. 手当の額(一カ月当たり) 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降(一人当たり) 10,000円	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	法の規定に基づき、新市においても引き続き実施する。
児童扶養手当	1. 受給対象者 父母の離婚や父の死亡、遺棄などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達した最初の3月末までの児童を養育している者で、児童や養育者が公的年金等を受給していない者 2. 手当の額(一カ月当たり) 1人目:月額41,880円(一部支給9,880円~41,870円) 2人目:月額5,000円加算 3人目以降:一人当たり月額3,000円加算	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	1. 受給対象者 左記に同じ 2. 手当の額(一カ月当たり) 左記に同じ	

特別児童扶養手当	<p>1. 実施主体 国（町が手当の申請窓口等となって実施）</p> <p>2. 目的 20歳未満の障害のある児童を家庭において看護又は養育しているものに対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>3. 手当の額（一カ月当たり） 1級： 50,900円/人 2級： 33,900円/人</p>	<p>1. 実施主体 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 手当の額（一カ月当たり） 左記に同じ</p>	<p>1. 実施主体 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 手当の額（一カ月当たり） 左記に同じ</p>	<p>1. 実施主体 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 手当の額（一カ月当たり） 左記に同じ</p>	<p>1. 実施主体 左記に同じ</p> <p>2. 目的 左記に同じ</p> <p>3. 手当の額（一カ月当たり） 左記に同じ</p>	
ひとり親家庭等児童の就学奨励事業	<p>1. 対象者 ひとり親等世帯児（中学校卒業時）</p> <p>2. 対象者の把握調査 （学校長からの対象者名簿の提出により調査）</p> <p>3. 贈呈品目 14,000円相当の品物</p>	<p>1. 対象者 ひとり親等世帯児（中学校卒業時）</p> <p>2. 対象者の把握調査 （学校長からの対象者名簿の提出により調査）</p> <p>3. 贈呈品目 図書券5,000円分</p>	<p>1. 対象者 ひとり親等世帯児（小・中学校入学時）</p> <p>2. 対象者の把握調査 （学校長からの対象者名簿の提出により調査）</p> <p>3. 贈呈品目 3,000円相当の品物</p>	該当なし	<p>1. 対象者 ひとり親等世帯児（小・中学校入学時）</p> <p>2. 対象者の把握調査 （学校長からの対象者名簿の提出により調査）</p> <p>3. 贈呈品目 お祝い金5,000円と5,000円相当の品物</p>	小・中学校入学時の者を対象とし、記念品は10,000円程度のものとする。
赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈	該当なし	<p>1. 対象者 出生した子に対して支給</p> <p>2. 対象者の把握 出生届け時点</p> <p>3. 贈呈品目 粉河町商工会発行券 1人につき2,000円分</p>	<p>1. 対象者 出生した子に対して支給</p> <p>2. 対象者の把握 左記に同じ</p> <p>3. 贈呈品目 1人につき 3,000円相当のもの</p>	<p>1. 対象者 現に桃山町に住所を有すると認められ、かつ引き続き3年以上定住の意思があるもので、出産後1年以内に申請書の提出をした者に対して支給</p> <p>2. 対象者の把握 左記に同じ</p> <p>3. 贈呈品目 1子 1人につき 50,000円以内 2子 1人につき 100,000円以内 3子 1人につき 150,000円以内 （平成18年3月31日で失効）</p>	<p>1. 対象者 出生した子に対して支給</p> <p>2. 対象者の把握 左記に同じ</p> <p>3. 贈呈品目 1人につき 1,500円相当のアルバム</p>	出生した子に対し、2,000円程度の記念品とする。

児童館運営事業	<p>1. 設置数 5 館</p> <p>2. 名称および位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高野児童館 打田町高野 9 6 ・西井阪児童館 打田町下井阪 18 ・打田児童館 打田町打田 320-4 ・三谷児童館 打田町中三谷 419 ・南勢田児童館 打田町南勢田 39-3 <p>3. 目的 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童の健全育成を図るため</p> <p>4. 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童に会館を利用させ、必要な集団指導を行う。 (2) その他必要な事業 <p>5. 管理委託 町長は、児童館の管理を公共的団体に委託することができる。</p>	<p>1. 設置数 7 館</p> <p>2. 名称および位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉河児童館 粉河町粉河 1729-1 ・竜門児童館 粉河町杉原 16 ・東野児童館 粉河町東野 82-3 ・北志野児童館 粉河町北志野 92 ・上田井児童館 粉河町上田井 267 ・嶋児童館 粉河町嶋 51 ・中の才児童館 粉河町粉河 4071-1 <p>3. 目的 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条の規定に基づき児童の健全育成を図るために児童館を設置する。</p> <p>4. 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 左記に同じ (2) 左記に同じ <p>5. 管理委託 町長は、児童館の管理を公共的団体に委託することができる。 (4ヶ所は地区委託、3ヶ所は個人委託)</p>	<p>1. 設置数 1 館</p> <p>2. 名称および位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名手児童館 那賀町名手市場 1 2 1 - 3 <p>3. 目的 左記に同じ</p> <p>4. 事業 公の目的のため、広く住民に児童館を利用させる。</p> <p>5. 管理委託 現在、教育委員会生涯学習課が管理している。 管理人は設置していない。</p>	<p>1. 設置数 3 館</p> <p>2. 名称および位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桃山町中央児童館 桃山町調月 384 ・桃山町児童館 桃山町元 400-3 ・調月児童館 桃山町調月 1102 <p>3. 目的 児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を個別的又は集団的に指導して児童の健康を増進し 情操を豊かにすると共に、子供クラブ、母親クラブ等地域組織活動の育成助長を図ることを目的とする。</p> <p>4. 事業 児童館は第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童に関する相談及び指導に関すること (2) 児童図書の間読並びに貸し出しに関すること (3) 子供クラブ、母親クラブの育成指導に関すること (4) その他本館の目的を達成するために必要な事業 <p>5. 管理委託 町管理</p>	<p>1. 設置数 3 館</p> <p>2. 名称および位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸栖西児童館 貴志川町丸栖 270-5 ・井ノ口上ノ段児童館 貴志川町井ノ口 1517-5 ・神戸児童館 貴志川町神戸 160-1 <p>3. 目的 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条の規定に基づき児童の健全育成を図るために児童館を設置する。</p> <p>4. 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童館を利用させ必要な集団指導を行う。 (2) その他必要な事業 <p>5. 管理委託 町長は、児童館の管理を公共的団体に委託することができる。 (現在は各地区に委託)</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。</p>
---------	---	---	--	---	---	---

学 童 保 育	<p>1. 名称 打田町児童クラブ</p> <p>2. 目的 補助金交付の対象となる事業は児童の安全管理、生活指導遊びの指導等児童の健全育成を図る事業とする。</p> <p>3. 対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童とする。</p> <p>4. 補助要件 (1) 対象児童が10名以上在籍していること (2) 指導員を1名以上配置していること (3) 年間200日以上開設していること (4) 1日3時間以上開設していること (5) 運営のための規約等を備えていること</p> <p>5. 補助基準額 「国費対象」 1クラブ(児童数20~35名) 基本額 281日以上 1,508千円 土・日・祝日開設加算 219千円 「県費対象」 1クラブ(児童数10~19名) 基本額 200日~280日 697千円 土・日・祝日開設加算 なし</p>	該当なし	<p>1. 名称 那賀町放課後児童健全育成事業</p> <p>2. 目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。</p> <p>3. 対象者 町内の小学校に在学する、主として1学年から3学年までの放課後児童等とする。</p> <p>4. 補助要件 委託事業として、チャレンジ児童クラブに委託</p> <p>5. 補助基準額 該当なし</p>	該当なし	<p>1. 名称 貴志川町児童クラブ</p> <p>2. 目的 補助金交付の対象となる事業は、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等児童の健全育成を図る事業とする。</p> <p>3. 対象者 保護者が労働等により昼間家庭にいない貴志川町立小学校1年から3年に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童とする。</p> <p>4. 補助要件 (1) 対象児童が10名以上在籍していること (2) 専任の指導員を1名以上配置していること (3) 年間200日以上開設していること (4) 1日3時間以上開設していること (5) 運営のための規約等を備えていること</p> <p>5. 補助基準額 ・在籍児童数(小学校1年~3年に就学している児童) 10名以上20名未満 300,000円 20名以上30名未満 350,000円 30名以上 400,000円 ・指導員 専任(1人当たり) 300,000円 臨時 100,000円 保育児童数 10,000円 (1人当たり)</p> <p>(注) 1 ただし、社会福祉法人による保育施設内での学童保育については、この表は適用しない。 2 臨時の指導員については、2名以上であっても100,000円を限度とする。</p>	<p>新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。</p>

交通遺児就学援助金	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 支給対象者 交通事故により、両親又はその一方を亡くした小・中学生</p> <p>2. 支給額 遺児1人につき 年額 25,000 円</p> <p>3. 対象者の把握 死亡届により把握</p>	該当なし	合併時に廃止する。
母子家庭児童就学援助金	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 目的 就学援助金を支給して、母子家庭の児童の就学上の不安を解消し、その心身の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2. 支給対象者 配偶者のない女子が、現に扶養する小・中学生をいう。</p> <p>3. 受給権者 桃山町内に住所を有する配偶者のない女子で、現に児童を扶養する者</p> <p>4. 支給額 児童1人につき 年額 25,000 円 (小1～中3)</p>	該当なし	合併時に廃止する。

ひとり親家庭医療費の補助	<p>1. 目的 医療費の助成により、ひとり親家庭の健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>2. 対象者 ひとり親家庭医療費の支給に関する条例に基づき医療費の支給を受けることができる者</p> <p>3. 医療費補助の範囲 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、対象者が負担する費用</p> <p>4. 支払方法 医療機関の所在が 郡内の場合・・・現物給付 郡外の場合・・・現金給付</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内</p> <p>6. 支給制限 1)配偶者のない男子又は女子の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者 2)同居している民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の扶養義務者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超える者 3)生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等(乳幼児医療費を除く。)により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される者</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費補助の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費補助の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費補助の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費補助の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 左記に同じ</p> <p>6. 支給制限 左記に同じ</p>	<p>新市においても引き続き実施するものとし、支払方法については、医療機関の所在が県内・県外の区分とする方向で調整に努める。</p>
--------------	--	--	--	--	--	--

乳幼児医療の助成	<p>1. 目的 医療費の助成により乳幼児の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図る。</p> <p>2. 対象者 乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、入院外については3歳に達する日の属する月の月末までの間にある者に限る。)</p> <p>3. 医療費助成の範囲 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、対象者が負担する費用</p> <p>4. 支払方法 医療機関の所在が 郡内の場合・・・現物給付 郡外の場合・・・現金給付</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して6箇月以内</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 医療費の請求の時効は診療日の属する月の1日から起算して1年以内</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象者 左記に同じ</p> <p>3. 医療費助成の範囲 左記に同じ</p> <p>4. 支払方法 左記に同じ</p> <p>5. 支払申請期限 対象乳幼児が保険給付を受けた日から起算して1年以内</p>	<p>新市においても引き続き実施するものとし、支払方法については、医療機関の所在が県内・県外の区分とする方向で調整に努める。 なお、支払申請期限については打田町の例による。</p>
----------	---	--	---	---	---	--

協議第 3 1 号

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。</p> <p>(2) 民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。</p> <p>(4) 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、法に基づき新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。</p> <p>(6) 慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。</p> <p>(7) 慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。</p> <p>(8) 原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。</p> <p>(9) 生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に廃止する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会福祉事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1)生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。 (2)民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。 (3)民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。 (4)災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、法に基づき新市において引き続き実施する。 (5)被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。 (6)慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。 (7)慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。 (8)原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。 (9)生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に廃止する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
項目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
生活保護	1.被保護世帯数 46世帯 (平成16年4月現在)	1.被保護世帯数 32世帯 (平成16年4月現在)	1.被保護世帯数 26世帯 (平成16年4月現在)	1.被保護世帯数 18世帯 (平成16年4月現在)	1.被保護世帯数 37世帯 (平成16年4月現在)	生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。
民生児童委員	1.委員数 37名 うち主任児童委員 2名 2.任期 3年 (平成13年12月1日~平成16年11月30日)	1.委員数 46名 うち主任児童委員 3名 2.任期 左記に同じ	1.委員数 31名 うち主任児童委員 2名 2.任期 左記に同じ	1.委員数 29名 うち主任児童委員 2名 2.任期 左記に同じ	1.委員数 38名 うち主任児童委員 2名 2.任期 左記に同じ	現行の委員を新市に引き継ぐものとする。
民生委員推薦会	1.委員数 14名 2.委員構成 町議会文教厚生常任委員長 町議会文教厚生常任副委員長 町民児協会長 町民児協副会長 区長会長 老人クラブ連合会長 母子寡婦福祉連合会長 教育委員長 社会教育委員長 青少年育成県民運動推進委員 行政相談員 福祉課長 保育所長代表 3.任期 3年 (平成13年8月10日~平成16年8月9日)	1.委員数 14名 2.委員構成 町議会議長 町議会副議長 町民児協副会長 (2名) 町消防団長 町総代会長 老人ホーム園長 母子生活支援施設長 教育委員 (2名) 福祉課長 総務課長 町監査委員 町保護司 3.任期 3年 (平成13年8月1日~平成16年7月31日)	1.委員数 14名 2.委員構成 町議会産建厚生常任委員長 町議会産建厚生常任副委員長 町民児協会長・副会長 行政相談員 公民館主事 社会福祉協議会理事 社会福祉協議会評議員 教育委員長 教育委員 保健福祉課長 保育所長 学識経験者 3.任期 3年 (平成13年4月1日~平成16年3月31日)	1.委員数 9名 2.委員構成 町議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 町の地域を単位とする社会福祉関係団体代表 教育関係者 関係行政機関の職員 学識経験者 3.任期 3年 (平成13年9月1日~平成16年8月31日)	1.委員数 14名 2.委員構成 町議会議員 (2名) 民生委員 (2名) 社会福祉事業関係者 (2名) 町の地域を単位とする社会福祉関係団体代表(2名) 教育関係者 (2名) 関係行政機関の職員 (2名) 学識経験者 (2名) 3.任期 3年 (平成13年8月15日~平成16年8月14日)	新市において新たに組織する。

災害弔慰金	<p>1. 内容 災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害）により、死亡したものの遺族に対して支給</p> <p>2. 支給する遺族 死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>同順位については、次の順序とする。</p> <p>配偶者・子・父母・孫・祖父母遺族が遠隔地にある場合、その他の事情による場合は、上記にかかわらず、町長が適当と認めたものに支給できる。</p> <p>3. 支給額 死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることのできる者となる者の生計を主として維持していた場合・・・500万円</p> <p>その他の場合・・・250万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給する遺族 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることのできる者となる者の生計を主として維持していた場合・・・300万円</p> <p>その他の場合・・・150万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給する遺族 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることのできる者となる者の生計を主として維持していた場合・・・500万円</p> <p>その他の場合・・・250万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給する遺族 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給する遺族 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 左記に同じ</p>	法に基づき新市において引き続き実施する。
災害障害見舞金	<p>1. 内容 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに、法に掲げる程度の障害があるときは、災害見舞金の支給を行う。</p> <p>2. 支給額 当該障害者が当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円</p> <p>その他の場合・・・125万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給額 当該障害者が当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合・・・150万円</p> <p>その他の場合・・・75万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給額 当該障害者が当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円</p> <p>その他の場合・・・125万円</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給額 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 支給額 左記に同じ</p>	法に基づき新市において引き続き実施する。

災害援護資金の貸付	内容	災害により、法に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しの資するために、災害援護資金の貸付けを行う。 【条例第 12 条】		左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	法に基づき新市において引き続き実施する。	
	貸付け限度額等	療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合	家財についての被害金額家財価格の3分の1以上の損害及び住居の損害がない						250 万円
			家財等の損害がない場合						150 万円
			住居が半壊						270 万円
			住居が全壊						350 万円
	貸付け限度額等	世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合	家財の損害があり、かつ住居の損害がない						150 万円
			住居が半壊						170 万円
			住居が全壊						250 万円
			住居の全体が滅失						350 万円
	償還期間	10 年（措置期間は3年）							
【条例第 13 条】									
利率	措置期間中は無利子。 経過後は延滞の場合を除き年 3% 【条例第 14 条】								

被災者見舞金支給事業	<p>1. 目的 町民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>2. 給付要件 全焼及び半焼並びに全壊、半壊</p> <p>3. 支給額 全焼、全壊・・・ 50,000 円 半焼、半壊・・・ 30,000 円</p>	該当なし	<p>1. 目的 自然災害による罹災者に見舞金を支給する。</p> <p>2. 給付要件 本町に居住するもので、自然災害による罹災者及び町長が自然災害以外の災害であっても見舞金を支給する必要があると認めた場合</p> <p>3. 支給額 全壊、流失、全焼・ 10,000 円 半壊、半焼・・・ 5,000 円 床上浸水・・・ 5,000 円 死亡者、行方不明・ 50,000 円 重傷者・・・ 50,000 円</p>	<p>1. 目的 災害等による被災世帯及び被災者に対して、見舞金を支給することにより、対象者の経済的安定及び精神的安定の確立を図り、もって福祉の向上に寄与する。</p> <p>2. 給付要件 ・町内に住所を有する者、又は外国人登録をしているもの ただし、居住については、日常生活の本拠地 ・暴風、大雨、洪水、豪雪、地震、火災、その他異常な自然現象により被害が生じた場合 ・その他、町長が必要と認めた場合</p> <p>3. 支給額 全壊、流失、全焼・ 50,000 円 半壊、半焼・・・ 30,000 円 床上浸水・・・ 10,000 円 死亡者・・・ 30,000 円 重傷者・・・ 10,000 円</p>	<p>1. 目的 災害救助法の適用を受けない災害による被災者に対して見舞金を支給する。</p> <p>2. 給付要件 ・住家の全焼及び半焼並びに全壊、流失、半壊及び床上浸水 ・重傷者及び家族が死亡した者 ・前2号に掲げるもののほか町長が特に必要と認めたもの</p> <p>3. 支給額 全壊、流失、全焼・ 50,000 円 半壊、半焼・・・ 20,000 円 床上浸水・・・ 10,000 円 死亡者・・・ 100,000 円 重傷者・・・ 20,000 円</p>	貴志川町の例により実施する。
慰霊塔改修補助	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 慰霊塔数 旧村（安楽川・調月・奥安楽川・細野）単位に計4塔</p> <p>2. 補助対象 旧村の遺族会が実施する改修事業で、純工事費（町長算定）が、1件50万円以上のもの</p>	該当なし	合併時に廃止する。

慰霊祭	町社会福祉協議会に委託	町社会福祉協議会に委託	町社会福祉協議会に委託	<p>1. 目的 戦没者に対して、追悼の誠を捧げ、その冥福を祈るとともに、恒久平和への誓いを新たにするため</p> <p>2. 内容 英霊数331柱 毎年6月頃、桃山町保健福祉センターにおいて実施 参加遺族には、お供品と献花を贈呈 欠席遺族には、民生委員に欠席遺族宅への配付を依頼する。</p>	<p>1. 目的 町に於いて戦没者の御霊を追悼する。</p> <p>2. 内容 仏式・神式により交互に行う。</p> <p>執行部 委員長町長・副委員長助役・運営委員収入役・総務課長・広報公室長・福祉課長</p> <p>各団体（22団体）にお供えを依頼</p> <p>遺族に対しお供え物を渡す。</p>	新市において、委託事業として実施する。
原爆被爆者見舞金	<p>1. 目的 被爆者の福祉の増進</p> <p>2. 給付用件 被爆者手帳所持者</p> <p>3. 支給額 年額：20,000円/人</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 給付用件 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 給付用件 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 年額：15,000円/人</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 給付用件 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 年額：20,000円/人</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 給付用件 左記に同じ</p> <p>3. 支給額 年額：15,000円/人</p>	桃山町の例により新市において実施する。
生活保護家庭年末援助金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 目的 生活保護家庭に歳末助け合いの一環として町が支給</p> <p>2. 支給額 一世帯当たり10,000円</p> <p>3. 給付件数 28世帯</p>	合併時に廃止する。
ひとり親家庭年末援助金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1. 目的 ひとり親家庭に歳末助け合いの一環として町が支給</p> <p>2. 支給額 一世帯当たり5,000円</p> <p>3. 給付件数 215世帯</p>	合併時に廃止する。

協議第 3 2 号

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>（ 1 ）各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度より実施内容、方法等の統一を図り実施する。</p> <p>（ 2 ）各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を活かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。</p> <p>（ 3 ）健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。</p> <p>（ 4 ）健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。</p> <p>（ 5 ）健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくりの取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から実施内容、方法等の統一を図り実施する。 (2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を活かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。 (3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。 (4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。 (5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。			

		那賀5町の状況					確認の具体的内容
区分		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
基本検診	対象者	40歳以上	19歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	対象年齢を20歳以上とし、実施時期及び検査項目については合併時までに調整する。なお、個別検診の自己負担については合併時までに調整する。
	実施時期	集団：6月 6日間 9月 6日間 福祉センター 個別：5月～10月 指定医療機関	7月から9月 13地区	7月～10月 * ヤング検診を含む (20歳～39歳)	集団：5月、8月、9月 5地区 セット検診：11月 福祉センター	集団：6月～8月 4地区 個別：6月～11月 指定医療機関	
	検査項目	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、心電図検査、 血液検査	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、心電図検査、 血液検査	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、心電図検査、 血液検査	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、心電図検査、 血液検査、胸部、大腸 セット検診：胃ガン、乳ガン	問診、身体計測、理学的検査、 血圧測定、検尿、心電図検査、 血液検査	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
がん検診	対象者	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	20歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	40歳以上男女 (胸部、胃、大腸) 30歳以上女性 (乳房、子宮)	胸部、胃及び大腸の対象年齢を40歳以上、乳房を30歳以上の女性、子宮を20歳以上の女性とし、実施時期については合併時までに調整する。なお、胸部個別検診は廃止し、胃個別検診の自己負担については合併時までに調整する。
	実施時期	胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 乳房：10月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関	胃・大腸：4月 胸部・乳房：基本検診と同時実施 子宮：1年を通じて指定医療機関	胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 乳房：6月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関	胸部・大腸：基本検診と同時実施 胃：4月、9月 乳房：10月、11月 子宮：1年を通じて指定医療機関 (個別検診) 胃：9月～11月 指定医療機関	胸部・大腸・乳房：5月にセット検診 胸部・胃・大腸：基本検診と同時実施 子宮：1年を通じて指定医療機関 (個別検診) 胸部・胃：6月～11月 指定医療機関	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	胃検診個別のみ2,000円	
結核予防接種	対象者	4歳未満	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	結核予防法に基づき実施する。
	実施時期	5月、6月、11月	7月、1月	5月、11月	5月、10月	6月、9月、12月、3月	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
結核健康診断	対象者	18歳以上	19歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	対象年齢を16歳以上とし、実施時期については合併時までに調整する。
	実施時期	基本検診と同時実施	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	

肝炎ウイルス検査	対象者	平成9年以前で基本健康検診を受診していない者。	節目年齢者及び肝機能異常等ある者。	節目年齢者及び肝機能異常等ある者。	40歳以上で過去に肝機能異常を指摘された者、出血を伴う外科的処置や分娩をした者及びGPT要指導者年齢が節目の者。	40歳以上の町民で過去肝炎ウイルス検査未受診者。	国の実施要綱の基づき実施する。
	実施時期	基本検診と同時実施	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
骨粗鬆症検診	対象者	40歳、50歳	未実施	年齢規定なし	20歳以上	20歳	合併後に調整する。
	実施時期	11月		8月から11月	11月	8月、11月	
	自己負担	無料		左に同じ	左に同じ	左に同じ	
歯周疾患検診	対象者	40、50、60、70歳	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	現行どおり実施する。
	実施時期	1年を通じて指定医療機関	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
妊婦一般健康診査	対象者	全妊婦	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	現行どおり実施する。
	実施時期	1年を通じて指定医療機関 妊娠中2回(前期・後期)	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
乳幼児健康診査	対象者	4ヶ月、7ヶ月 1歳7ヶ月 3歳6ヶ月 股関節1ヶ月～2ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月 3歳8ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月～10ヶ月 3歳8ヶ月～10ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳6ヶ月～8ヶ月 3歳6ヶ月～8ヶ月 股関節2ヶ月～3ヶ月	4ヶ月、7ヶ月 1歳8ヶ月 3歳6ヶ月	対象年齢を4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月前後、3歳6ヶ月前後とし、実施時期及び回数については合併時まで調整する。なお、股関節検診は廃止する。
	実施時期	毎月 股関節2ヶ月に1回	毎月	4ヶ月、7ヶ月 毎月 1歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 3歳8ヶ月～10ヶ月 年4回	4ヶ月、7ヶ月 毎月 1歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 3歳8ヶ月～10ヶ月 年4回 股関節2ヶ月に1回	毎月	
	自己負担	無料	無料	無料	無料	無料	
予防接種(個別)	対象者	三種混合 3ヶ月～ 麻疹 1歳～ 風疹 1歳～ 日本脳炎 3歳～ インフルエンザ 65歳以上	三種混合 4ヶ月～90ヶ月 麻疹 1歳～90ヶ月 風疹 1歳1ヶ月～90ヶ月 日本脳炎 3歳～90ヶ月 インフルエンザ 65歳以上	三種混合 6ヶ月～90ヶ月 麻疹 1歳～90ヶ月 風疹 1歳1ヶ月～90ヶ月 日本脳炎 3歳～90ヶ月 インフルエンザ 65歳以上	三種混合 6ヶ月～ 麻疹 1歳～ 風疹 1歳～ 日本脳炎 3歳～ インフルエンザ 65歳以上	三種混合 4ヶ月～90ヶ月 麻疹 1歳～90ヶ月 風疹 1歳～90ヶ月 日本脳炎 3歳～90ヶ月 インフルエンザ 65歳以上	予防接種法に基づき実施する。
	実施時期	1年を通じて指定医療機関 インフルエンザ10月～12月	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
予防接種(集団)	対象者	ポリオ 4ヶ月～90ヶ月 二種混合 小学6年 日本脳炎 小学4年中学3年	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	予防接種法に基づき実施する。
	実施時期	ポリオ 4～5月 9～11月 二種混合 5～6月 日本脳炎 5～6月	ポリオ 4～6月 10・11月 二種混合 9～10月 日本脳炎 6月	ポリオ 5・6・10・ 12月 二種混合 9～10月 日本脳炎 6月	ポリオ 4・9月 二種混合 9月 日本脳炎 5～6月	ポリオ 4・10月 二種混合 9月 日本脳炎 6月	
	自己負担	無料	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	

健康相談及び健康教室	成人	健康教育	病態別教室、結果説明会	高脂血症教室等	検診結果説明会、ヨガ教室	病態別教室、健康講座ウォーキングや体操、高齢者健康教室等、個別健康教育	病態別教室、結果説明会	各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を活かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。
		健康相談	健康相談	成人健康相談	一般健康相談	健康相談	重点健康相談、一般健康相談	
	母子	妊婦教室	妊婦教室	沐浴教室	パパママ教室	妊婦教室・パパママ教室	妊婦教室	
		乳幼児健康相談	離乳食指導、10ヶ月児健康相談、2歳6ヶ月児健康相談	10か月児健康相談、2歳6か月児健康相談、乳幼児健康相談	すくすく相談、11ヶ月健康相談、1歳6ヶ月健康相談、2歳6ヶ月健康相談	2歳6ヶ月児健康相談	10ヶ月健康相談、2歳6ヶ月健康相談	
		育児教室	離乳食教室、つどいの広場、親子ヘルスアップ教室	のびっこくらぶ	マンマ教室（離乳食教室）、親子教室（らっこくらぶ、なかよしくらぶ）	育児教室、子育て教室（ひよこ組、うさぎ組）、赤ちゃん広場（ぶくぶく、たっち）	子育てひろば	
		発達相談	発達相談	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
		親子教室	親子教室（りす2歳児、どんぐり1歳児）	親子教室	該当なし	該当なし	親子教室（のびのび教室）	
健康づくり推進協議会	目的	地域に根ざした健康づくり諸施策を企画、審議し、積極的に推進することを目的とする。	住民に密着した総合的健康づくり対策及び老人保健法による保健事業が円滑かつ効果的に進められるよう実施計画を審議企画し積極的に推進することを目的とする。	住民に密着した総合的健康づくり対策及び老人保健法による保健事業が円滑かつ効果的に進められるよう実施計画を審議企画し積極的に推進することを目的とする。	桃山町における健康づくりを推進することを目的とする。	貴志川町における健康づくりを推進する。	新市において新たに組織する。	
	委員数及び構成	13名 町議会、町医師代表、歯科医師代表、民生児童委員代表、区長代表、婦人代表、老人代表、母子保健推進員代表、食生活改善推進員代表、紀の里農業協同組合打田支所代表、打田町商工会代表、学校関係代表、関係行政機関の職員	20名以内（現在18名） 町議会、医療関係団体、地域組織・事業所・学校関係・婦人会代表・青年団・看護栄養関係・関係行政関係	10名 議会議長、医師会長、歯科医師会会長、薬剤師会会長、町区長会会長、JA 紀の里那賀支所長、町PTA会長、町国保運営委員長、町婦人会長、町保健推進員会長	15名 町議会、医療関係団体代表、地域組織の代表者、事業所等の代表者、学校関係の代表者、婦人・青年の代表者、学識経験者、その他、町長が適当と認める者	13名 町議会・医療関係団体・地域組織・学校関係・社協・婦人・青年・老人		
	任期	1年	2年	2年	2年	当該組織の代表者の間		
健康づくり推進員	目的	未設置	未設置	母子保健推進員と兼務	母子保健推進員と兼務	町が実施する住民健診の推進を図る	新市において新たに推進員を置く。	
	員数及び構成					町23自治区に数名の健康づくり推進員を置き、地区協議会を組織し、地区ごとに代表者1名を置く。		
	任期					2年		
母子保健推進員	目的	健やかな子どもを生ま育てるため、地域におけるサポート体制の充実を図る。	健やかな子どもを生ま育てるため、地域におけるサポート体制の充実を図る。	保健推進員が連携して、母子保健事業の充実を図るほか、住民の健康づくりを推進するため積極的かつ活発な地域活動を行う。	健やかな子どもを生ま育てるため、地域におけるサポート体制の充実を図る。	貴志川町の母子保健事業の充実を図るため、また、家庭での子育てが孤立しないように、身近な相談役として活動し、安心して子育てできる地域づくりをすすめる。	新市において新たに推進員を置く。	
	員数	40名	46名	40名	30名	32名		
	任期	2年	2年	2年	2年	2年		

健康まつり	目的	「知ろう！気づこう！健康の大切さ！」をテーマに様々な健康について見つめなおす機会となることを目的とする。	町民の健康に対する意識の高揚を図る。	「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発、健康に関する啓発を図ることを目的とする。	桃山町保健福祉センターの活動や健康や福祉に係る各機関を広く知ってもらうことを目的とする。	町民が健康について見つめなおす機会とすることを目的とする。	健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。
	開催時期	10月	11月	11月	11月	11月	
	開催内容	歯みがきコーナー、母子保健推進員コーナー、食生活改善推進員コーナー、その他毎年設定を変えて実施	・健康コーナーとして実施・H14「食と健康」をメインテーマとして実施（健康相談（保健師）、血圧測定）・食生活改善推進員による減塩味噌汁の無料配布・薬剤師による薬の相談	骨密度測定、血圧測定、健康相談（保健師・栄養士）、体脂肪測定、コンピューターによる健康チェック、健康パネルの展示、食生活推進員による試食コーナー	母子保健推進員コーナー、食生活改善推進員コーナー、骨粗鬆症健診、健康相談、ウォーキング講座、保健所コーナー、障害疑似体験、盲導犬、社協ふれあい広場、その他各種参加団体コーナー多数	骨密度測定と結果に基づいた健康相談を実施	

協議第33号

各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて

各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	総務財政部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。</p> <p>(3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は新市において設立する。</p> <p>(4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。</p> <p>(5) チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。</p> <p>(6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。</p> <p>(7) 防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	交通・防犯の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	(1) 新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。 (2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。 (3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は新市において設立する。 (4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。 (5) チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。 (6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。 (7) 防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。			

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容	
町 別	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
内 容	交通指導員会及び交通指導員	定 数	15名	20名以内	10名	特に定めていない 8名(平成15年度末)	16名以内	新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。
		任 期	2年	2年	2年	2年	2年	
		報 酬 (費用弁償)	出動手当 800円/1回	出動手当 1,000円/1回	会長、副会長、指導員 26,000円/年	指導員 12,000円/年 出動手当 800円/1回	会長 56,000円/年 副会長、指導員 48,000円/年	
	交通安全対策会議	名 称	打田町交通安全対策会議	粉河町交通安全対策会議	那賀町交通安全対策会議	桃山町交通安全対策会議	貴志川町交通安全対策会議	交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。
目 的		町交通安全計画を作成し、その実施を推進すること 町の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進すること	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ		
委員数及び構成		8名 町長 県の内部の職員のうちから町長が委嘱する者 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者 部内の職員のうちから町長が指名する者 教育委員会の教育長及び教育次長	11名 町長 国の関係地方公共団体の職員のうちから町長が任命する者 県的那賀郡出先機関の職員のうちから町長が任命する者 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 町職員のうちから町長が指名する者 教育委員会の教育長	7名 町長 県の内部の職員のうちから町長が委嘱する者 県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者 部内の職員のうちから町長が指名する者 教育委員会の教育長	6名 町長 県の内部の職員のうちから町長が任命する者 県警察の警察官のうちから町長が任命する者 部内の職員のうちから町長が指名する者 教育委員会の教育長	7名 町長 県の内部の職員のうちから町長の依頼により那賀振興局長が指名する者 県警察の警察官のうちから町長の依頼により岩出警察署長が指名する者 部内の職員のうちから町長が指名する者 教育委員会の教育長及び教育次長		
交通安全計画		第7次策定 平成13年度～17年度	第7次策定 平成13年度～17年度	第7次策定 平成13年度～17年度	第7次策定 平成13年度～17年度	第7次策定 平成13年度～17年度		

交通安全推進協議会	名称	打田町交通事故をなくする町民運動推進協議会	粉河町交通安全推進協議会	那賀町交通安全推進協議会	桃山町交通安全推進協議会	貴志川町交通安全推進協議会	交通安全推進協議会は新市において設立する。
	活動内容	打田町における交通事故をなくする運動を推進するため、春と秋の交通安全運動期間中の街頭啓発を行っている。その他、広報誌への掲載、防災行政無線での啓発、のぼりの掲出などを利用した広報活動を実施するなど、交通安全の普及啓発を図っている。	春と秋の交通安全運動期間中の街頭啓発、その他保育所・小学校を中心に交通安全教室を開催する等、交通安全の普及啓発を行っている。	春と秋の交通安全運動期間の初日に、街頭啓発を行っている。その他、町広報紙への掲載、防災行政無線や広報車、のぼり等を利用した広報啓発活動も行っている。また、警察の協力のもと、交通安全教室を開催し、交通安全の普及啓発を図っている。	桃山町において交通事故を無くする運動を推進するため、春と秋の交通安全運動期間中の街頭啓発を行っている。その他、広報誌での啓発、防災行政無線での啓発、のぼりの掲出などを利用した広報啓発活動も行っている。また、警察の協力のもと、保育所、小中学校、高齢者等を中心に交通安全教室等を開催し、交通安全の普及啓発を図っている。	交通安全運動期間中の街頭啓発を始め、交通安全広報活動として、広報紙への掲載、防災行政無線での啓発、広報車両を使用しての広報、のぼり・懸垂幕を使用しての広報啓発活動を行っている。又、警察の協力のもと交通安全教室を開催し、交通安全の普及啓発を図っている。	
	加盟団体数	20団体	18団体	10団体	5団体	5団体	
	任期	1年	2年	1年	2年	2年	
交通安全母の会	名称	打田町交通安全母の会	粉河町交通安全母の会	那賀町交通安全母の会	桃山町交通安全母の会	貴志川町交通安全母の会	交通安全母の会は新市において設立する。
	活動内容	春・秋の全国交通安全運動における街頭啓発活動。	春・秋の全国交通安全運動における街頭啓発活動。	春・秋の全国交通安全運動における街頭啓発、交通安全教室での指導、町内カーブミラー周辺の美化活動。中学校新入学児童に対する啓発物資の配布、ヘルメット着用指導活動。	春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭啓発。マイカー一点検の講習会を実施。	春、夏の交通安全運動期間中の街頭啓発活動や広報車を使用しての交通安全啓発広報の実施、警察の協力のもと保育所、小学校での交通安全教室を実施。	
	組織・規模	会長1名（婦人会会長が兼務）を中心として婦人会構成員425名にて構成。	会長1名（婦人会会長が兼務）を中心として婦人会構成員85名にて構成。	会長1名（婦人会会長が兼務）を中心として小学校学区（3学区）毎に役員若干名を置き、婦人会構成員135名により構成されている。	桃山町婦人会が兼ねている。（会員数54名）	会長1名4地区に1名～2名の代表者を置く。（組織としては、会員として明確に指定していないが、活動毎に各代表者が呼びかけを行い人員を集めている）	
高齢者交通大学	未実施	未実施	那賀町ふれあい交通大学年間受講回数 5～6回	桃山町交通大学年間受講回数 5～6回	未実施	高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。	
チャイルドシート貸出事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	貸出期間 3ヶ月以内（延長可能） 費用 無料 対象者 養育又は保護する6歳未満の幼児を乗車させ自動車を運転する必要がある者。 チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。	

生活安全推進協議会	名 称	打田町生活安全推進協議会	粉河町生活安全推進協議会	那賀町生活安全推進協議会	桃山町生活安全推進協議会	貴志川町生活安全推進協議会	生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。
	活動内容	岩出警察署との合同による少年補導。自転車等盗難防止街頭啓発。暴走大会への参加等。	町の生活安全に関し問題提起する等。	犯罪及び事故等の現状把握、生活安全対策の協議、町長の諮問に対する調査、審議、報告。	犯罪、事故等の現状把握生活安全対策に関する事項の協議町町に対する意見陳述。	地域安全活動期間中、町民総合体育祭に参加し、会場内においてチラシ等を配布するなど防犯啓発活動を実施する他、町内の各駅において電車利用者に対しチラシ等を配布し自転車、単車の盗難防止を呼びかける活動を実施する。また、夏休み期間中は、関係機関と連携し夜間の街灯補導活動。	
	定 数	21名以下	20名以内	20名以内	17名以内	30名以内	
	任 期	2年	1年	2年	2年	2年	
	報 酬 (費用弁償)	3,000円/1回	なし	なし	6,000円/年	15,000円/年	
防犯自治会	名 称	生活安全推進協議会が活動を兼ねている	粉河町防犯自治会	那賀町防犯自治会 那賀町暴力追放推進協議会	桃山町暴力追放推進協議会	設置していない	
	活動内容		防犯活動の推進。暴力排除活動事件・事故の未然防止。関係官公署との情報交換及び協力。	防犯活動の推進。暴力排除活動事件・事故の未然防止。関係官公署との情報交換及び協力。	暴力追放に関する住民意識の高揚。暴力追放に関する情報の交換。		
	定 数		67名	28名	29名		
	任 期		なし	1年	2年		
	報 酬 (費用弁償)		なし	なし	報償費 謝礼 6,000円		
防犯灯設置費補助金	新設 6,000円/灯 改良 3,000円/灯 電灯代(年間) 800円/灯	新設 全額	新設ポール有 20,000円/灯 新設ポール無 10,000円/灯	新設 20,000円/灯 改修 7,000円/灯 電灯代(年間) 1,000円/灯	新設ポール有 50,000円/灯 新設ポール無 25,000円/灯	防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。	

協議第34号

各種事務事業（人権施策）の取扱いについて

各種事務事業（人権施策）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（人権施策）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 （2）人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。 （3）人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。 （4）人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。 （5）差別事象処理組織については、合併時に再編する。 （6）住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	人権施策の取扱い	調整課
調整方針(案)	人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2) 人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。 (3) 人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。 (4) 人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会(仮称)として再編する。 (5) 差別事象処理組織については、合併時に再編する。 (6) 住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			

区 分	那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
人権擁護委員	委員数	人権擁護委員 4名	人権擁護委員 5名	人権擁護委員 5名	人権擁護委員 3名	人権擁護委員 4名	人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
	任期	3年	同左	同左	同左	同左	
	委嘱の方法	町長が町議会の意見を聞いて、その住民の中から人格識見が高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について深い理解のある人を候補者として推薦し、これを受けた法務大臣は、上記の候補者について更に弁護士会及び和歌山県人権擁護委員連合会に意見を求めた上で委嘱する。	同左	同左	同左	同左	
人権啓発市町村事業	講演会・シホﾞジウム等開催事業	人権啓発講演会開催(教育委員会主催)	人権啓発講演会開催(人権のつどい)	人権啓発講演会開催(教育委員会と協賛)	講演会等 パネルの展示	人権学習の一つとして人権ミュージカルを実施し、音楽や劇を通じて人権意識の高揚と人権が尊重される町づくりのため人権学習会を開催	人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。
	地域別学習会等開催事業	11月～12月に全町民を対象とした人権の夕べ(地区懇)を町内全域において実施		教育委員会で実施	人権推進委員及び役場職員を対象に実施	町民の人権意識の高揚を図るため、4地区に分けて地区別学習会を開催	
	リーダー養成事業	人権委員・議員及び役場職員を対象に3回程度研修会を実施	リーダー養成(ふれあい人権フェスタに参加及び町単独で年2回研修会開催)	研修会等の実施	人権推進委員研修の実施		
	街頭啓発・企業啓発等事業	人権を考える強調月間中にJR打田駅ほか町内4か所で街頭啓発を実施	人権を考える強調月間において街頭啓発実施	人権を考える強調月間において人権啓発活動を実施	人権を考える月間において街頭啓発実施(町内企業及び事業所61か所)	人権を考える強調月間、12月の人権週間に懸垂幕やのぼりを立て、人権啓発を行う。	
	啓発資材作成事業	懸垂幕・のぼり等を作成し、推進月間等を周知徹底する。	人権啓発資材作成(小、中学生から人権啓発標語及びポスター等募集)	懸垂幕、のぼり、タスキ、物資等購入	人権啓発標語の募集ノボリ・懸垂幕の作成人権尊重カレンダー作製(標語入り)	啓発物資として標語入りカイロ、入浴剤、ティッシュなど作成し、駅頭・街頭啓発時に配布	

区分		那賀5町の状況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
人権教育・啓発基本計画	名称	人権教育のための国連10年打田町行動計画	未策定	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。
	策定年月	平成15年3月					
	計画の要旨	町民一人ひとりが人権尊重の精神を身につけ、人権が尊重されるまちをつくるために必要な今後の施策の方向を示す。					
人権教育・啓発を進めるための組織	名称	打田町人権委員会	粉河町人権推進委員会	那賀町人権委員会	桃山町人権推進委員会	貴志川町人権推進委員会	人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。
	設置年月日	平成14年8月9日	平成14年6月19日	平成14年10月10日	平成14年8月1日	平成14年7月6日	
	目的	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立って、あらゆる人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した新たな実践活動と、将来の展望に立った総合的な施策の実施を促進する運動を積極的に展開することにより、基本的人権がすべての人々に保障され、差別のない真の民主的な社会の実現に寄与する。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した実践活動と将来の展望に立った総合対策の実施を促進する運動を展開する。	人権問題の抜本的解決を図るため、現実に即した実践活動と将来の展望に立った総合対策の実施促進運動の展開を行う。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、穏健かつ中正な手段方法により住民意識の高揚を図り、現実に即した人権問題の解決に向けた実践活動が展開されることを目的とする。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識に立脚して、人権問題の抜本的解決を図る。基本的人権の確立と明るい民主的社会的確立を目指す。	
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育啓発運動に関する事 人権推進事業に対する協力及び意見具申等に関する事 差別事件の処理に関する事 人権擁護及び相談に関する事 人権問題の調査研究に関する事 委員相互の研修に関する事 関係諸団体との連携協調に関する事 その他必要な事 	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題の調査研究に関する事 人権行政の企画立案及び事業実施に対する協力、意見具申等に関する事 差別事象の処理に関する事 人権擁護相談に関する事 人権啓発運動に関する事 委員相互の研修に関する事 関係団体との連携強調に関する事 その他必要な事 	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題の調査研究に関する事 人権行政の企画立案及び事業実施に対する協力、意見具申等に関する事 人権侵害の調査、報告に関する事 人権擁護相談に関する事 人権啓発運動に関する事 委員相互の研修に関する事 関係機関との連携強調に関する事 その他必要な事 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催 委員会研修 街頭啓発 企業啓発 人権啓発標語募集 啓発資材作成 人権啓発活動に関する事 人権問題の調査に関する事 人権問題の処理に関する事 委員相互の研修に関する事 その他人権問題に関する事 	地区別人権学習会の実施 交流会の実施 研修会の実施 人権啓発活動 人権擁護・相談 5部会に別れ部会別活動を行う。	
	役員構成	会長 1名 副会長 2名 理事 10名 監事 2名	会長 1名 副会長 2名 理事 3名 監事 2名	会長 1名 副会長 1名 理事 3名 監事 2名	会長 1名 副会長 1名	会長 1名 副会長 4名 理事 5名 監事 2名	
委員数	30名	38名	30名	20人	50名		

区分		那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
差別事象処理組織	名称	打田町差別事件処理委員会	粉河町人権推進員会	那賀町人権侵害調査委員会 (「那賀町人権委員会」の内部組織としての位置づけ)	桃山町人権推進委員会人権問題処理部会	貴志川町差別事件処理委員会	差別事象処理組織については、合併時に再編する。
	設置年月日	平成14年8月1日	平成14年6月19日	平成14年10月15日	平成14年8月1日	平成14年10月1日	
	目的	差別事件の確認、調査、処理、報告等を行いあらゆる人権問題の解決を目的とする。	人権問題の本質を正しく理解し、その認識にたつて人権問題の抜本的解決を図るとともに、明るい民主的な町づくりを進める。	人権問題の本質を正しく理解し、人権侵害の解決をめざす。	人権問題の正しい理解と様々な人権侵害に係る問題のうち、私人の間における誹謗、中傷、忌避、排除及び身体的攻撃等の事件が生じたときその問題の解決を図るとともに明るい民主的な町づくりを推進するため	差別事件が起きたとき、問題の解決に取り組む組織として差別事件処理委員会を設置する。	
	活動内容	差別事件の確認・調査・処理・報告等	差別事象の処理及びその処理に関する調査、研究、資料収集	人権侵害に関する調査研究と資料収集 町長及び人権委員会への報告	町の区域において差別事件が発生した場合、その事実を確認し関係機関と連携し処理を行う。	委員は町長から委任を受け、差別事件の確認、調査、処理、報告等を行いあらゆる人権問題の解決を図る。	
	役員構成	・ 会長は、助役をもって充てる。 ・ 副会長は、教育長をもって充てる。 ・ 委員は、人権委員会正副会長及び役場関係課長	・ 人権推進委員会から理事6名 ・ 住民課長、及び各課の担当課長(差別事象別に担当課長が参加、必要に応じて学識経験者の参加可)	・ 人権委員会から役員5名 ・ 人権啓発協議会(庁内組織)から5名程度(必要に応じ学識経験者も可)	・ 部会長1名 ・ 副部会長1名 ・ 人権推進委員の中から6名 ・ 住民課長及び必要に応じ関係各課室の長の職にある者	・ 会長は助役 ・ 副会長は教育長 ・ 役場関係課長、人権推進委員会会長及び副会長	
	委員数	13名	7名(他に各担当課長6名)	10名程度	8名と必要に応じ行政の関係各課室長	15名	
住宅新築資金等貸付金償還事務 (平成15年度末現在)	貸付業務	平成7年をもって貸付業務終了 最終償還年度は平成26年度	該当なし	平成8年をもって貸付業務終了 最終償還年度は平成36年度	平成8年をもって貸付業務終了 最終償還年度は平成33年度	該当なし	住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
	貸付件数	住宅新築資金(国) 126件 住宅新築資金(県) 92件 住宅改修資金 85件 宅地取得資金 17件 計 320件		住宅新築資金(国) 478件 住宅新築資金(県) 424件 住宅改修資金 253件 宅地取得資金 449件 計 1,604件	住宅新築資金(国) 37件 住宅新築資金(県) 55件 住宅改修資金 4件 宅地取得資金 3件 計 99件		
	貸付金額	1,030,600,000円		5,359,084,000円	358,000,000円		
	償還金総額	1,152,404,951円		6,569,571,777円	408,350,975円		
	未償還額 (滞納分除く)	176,597,000円 (利子含まず。)		438,754,084円	28,318,684円		
	滞納総額	53,668,003円		531,172,637円	11,232,469円		
	起債残高	123,355,000円		666,871,000円	40,996,535円		

第7回協議会の開催について

第7回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成16年9月30日（木）午後1時30分から
- ・ 場 所 那賀町総合センター 1階 大会議室